

平成26年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成26年12月22日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について
- 第 4 議案第85号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更について
- 第 5 議案第86号 町営土地改良事業の施行について
- 第 6 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 議案第68号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第69号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第70号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第71号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例の制定について
- 第14 議案第72号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第73号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第74号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第75号 土地の取得について
- 第18 議案第76号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）

- 第19 議案第77号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第78号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第79号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第80号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第81号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第82号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第26 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

- 1番 森田幸子君
- 2番 松村篤郎君
- 3番 原田寿賀美君
- 4番 梅原好範君
- 5番 山下靖夫君
- 6番 坂本美智代君
- 7番 岩田恵一君
- 8番 北尾潤君
- 9番 鈴木利明君
- 10番 篠塚信太郎君
- 11番 東まさ子君
- 12番 山崎裕二君
- 13番 村山良夫君
- 14番 山田均君
- 15番 山内武夫君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

|         |         |
|---------|---------|
| 町長      | 寺尾豊爾君   |
| 副町長     | 畠中源一君   |
| 会計管理者   | 谷口誠君    |
| 参事      | 伴田邦雄君   |
| 参事      | 藤田真君    |
| 瑞穂支所長   | 川寫勇人君   |
| 和知支所長   | 榎川諭君    |
| 総務課長    | 中尾達也君   |
| 監理課長    | 木南哲也君   |
| 企画政策課長  | 久木寿一君   |
| 税務課長    | 松山征義君   |
| 住民課長    | 長澤誠君    |
| 保健福祉課長  | 下伊豆かおり君 |
| 子育て支援課長 | 津田知美君   |
| 医療政策課長  | 藤田正則君   |
| 農林振興課長  | 栗林英治君   |
| 商工観光課長  | 山森英二君   |
| 土木建築課長  | 十倉隆英君   |
| 水道課長    | 山田洋之君   |
| 教育長     | 朝子照夫君   |
| 教育次長    | 中尾裕之君   |
| 代表監査委員  | 小畑圭一君   |

6 出席事務局職員（2名）

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 堂本光浩 |
| 書記     | 山口知哉 |

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めましておはようございます。

本日はご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・松村篤郎君、3番議員・原田寿賀美君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、本会議にあわせて、議会運営委員会並びに全員協議会を開催しますので、ご苦労さまですがよろしくお願いたします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しますので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について～

日程第5、議案第86号 町営土地改良事業の施行について》

○議長（野口久之君） 日程第3、議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更についてから、日程第5、議案第86号 町営土地改良事業の施行についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位には、開会以来熱心にご審議いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更についてであります。契約金額に8,802万円を追加し、8億7,237万円とすることについて議会の議決をお願いしております。

請負契約書の規定に基づく物価スライドの適用による増額と、盛土造成地における不等沈下対策工事及び施設への電力引込工事の追加による増額を行うものであります。

なお、不等沈下対策工事につきましては、早急な対応の必要から既に実施しており、議会への報告が遅れましたことをおわび申し上げます。

今後におきましては、適切な時期における報告、また速やかな議案提出に努めてまいりますのでご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議案第85号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更につきましては、契約金額に1,374万7,320円を追加し、1億8,468万4,320円とすることについて、議会の議決をお願いしております。

主な変更内容としましては、人工芝舗装面積の増加、スタンド整備工並びに散水施設の設置に伴い、工事費を増額するものであります。

議案第86号 町営土地改良事業の施行につきましては、台風11号並びに8月の豪雨により被災した農地及び農業用施設のうち、7件の補助災害復旧工事について、町営土地改良事業として施行するため、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

本設計建設工事につきましては、平成25年第2回定例会において、議案第49号として議決いただいた工事で、道の駅「京丹波 味夢の里」整備における建物部分の工事であり、本年4月より工事に着手しております。

変更をお願いします主な要因としましては、東日本大震災以降の物価上昇により建設工事が高騰したことによる請負契約書第32条第1項から第4項の全体スライド適用による増

額、盛土造成地における不等沈下対策工による増額、施設への電力引込工事の追加による増額として、契約金額について変更が必要となったものです。

なお、資料1として、変更概要をまとめておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、まず全体スライドについて説明をさせていただきます。

添付しております資料2をごらんください。

全体スライドにつきましては、工期が12か月を超える工事で、基準日以降の残工事日数が2か月以上ある工事が対象となり、残工事に対する資材、労務費などの変動分のうち、基準日時点の残工事の1.5%までは受注者の負担としており、1.5%を超える額が発注者の負担となります。本契約においては、契約後12か月を経過した平成26年6月20日に請負契約書に基づき受注者である吉村・村井・高松伸特定設計建設工事共同企業体から、賃金等の変動による請負代金額の変更請求があり、それを受けて平成26年6月20日を基準日として協議を行った結果、物価スライド額として4,172万400円の増額変更が必要となったものです。

なお、物価上昇に伴う変更は、工事費に対してのみの請求であり、工事種別ごとに発表されている建設物価指数の上昇率をもとにスライド額を求めております。

次に、資料3をごらんください。

こちらは、不等沈下対策工事の施工図です。本工事は、高盛土の造成地に建築工事を行うため、実施設計段階において不等沈下が生じた場合の対策を検討しておりました。施工面やコスト面において最適な対策工法として、薬液注入によるジャッキアップ工法を選択し、図面にありますように薬液注入に必要となるさや管を配置することとし、工事に着手しております。

工事着手においては、建築に必要となる地耐力についても確認し、基礎工事を進めたところ、以降の計測管理において不等沈下が生じていることを確認したため、3月末の施設完成に影響することがないよう赤色で着色している88カ所において薬液注入を行い、基面の安定を図った上で工事を進めており、現在は鉄骨工事は完了し、屋根工事や内外装工事を進めているところでございます。

なお、先ほどの町長の提案説明にもありましたとおり、不等沈下の発生やその対策工事につきまして、議会への報告が遅れましたことを大変申しわけなく思っております。今後におきましては、細やかに、また適切に議会への報告が行えるよう心がけてまいりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、資料の4をごらんください。

こちらは高圧電気の引込工事の平面図です。施設の受電に必要な施設ですが、本工事の発注段階では関西電力との引き込み位置等の協議中であったため、施工範囲には含めておりませんでした。別工事として発注する計画でしたが、国土交通省による盛土工事が今も施工中というふくそうした現場内で、安全、円滑な施工が求められること、建築工事の完了検査前に設備の試運転が必要であり、厳密な施工管理調整が必要なこと、さらには、現在の建物工事と一体に施工することで工事費削減にもなることから、本工事に追加するものです。

以上のことから、当初契約金額の7億8,435万円に8,802万円を増額し、変更後の額を8億7,237万円として工事請負契約の一部を変更することをお願いするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第84号の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） ただいま上程となりました議案第85号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回、1,374万7,320円の増加をさせていただき、契約金額を1億8,468万4,320円に変更をお願いするものであります。

議案書の3枚目に、資料といたしまして変更の概要を記載したものの、4枚目には今回変更をお願いする部分の場所等を示した平面図をつけさせていただいております。

また、追加でお配りさせていただきました主な変更内容の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

まず、主なものといたしまして、人工芝舗装の面積につきまして、平成8年度の人工芝整備時の図面面積から8,830平方メートルとさせていただいておりましたが、今回測量を実施しましたところ、外周部のゴムチップ舗装部分の面積に60平方メートルの誤差がありましたので、この分を追加させていただくものとしております。

次に、スタンド整備工につきましては、来年度の高校総体のホッケー競技メイン会場に決定しているところでございますが、近年の高校総体の状況から保護者や学校などを始め、大変多くの関係者が応援に見えることから、ホッケー場西側の木製ベンチを設置しているところに、観客スタンドとして新たに整備をさせていただくものであります。

1カ所当たり、長さ30メートルのコンクリートスタンドを4段で合計120メートル、1段当たり5メートルのベンチを5基、4段で合計100メートルのベンチを掲揚柱の左右

2カ所、合計200メートルのベンチを設置することとしております。

続きまして、散水設備関係でございますが、日頃ホッケー場を使用されているホッケー関係者から、散水に係る人的な負担を減らすことなどから自動散水設備の設置について強い要望を受けて、当初設計において組み込ませていただいたところであります。

現在の散水ポンプは平成8年度に人工芝を整備した際に設置されたもので、18年経過していることから、近い将来ポンプの交換が必要になってくるという認識はしてはしておりましたが、今回夏の高校総体等を視察する中で、ハーフタイムでの散水時間の短縮など新たな課題が見えてまいりました。今回のホッケー場の人工芝は、来年度の高校総体をメインに据えていることもあり、この機会に自動散水設備を十分生かし、人的な負担軽減に加えて、散水時間の短縮等を図るため、老朽化した現在のポンプよりも性能の高いポンプへの交換をお願いするものであります。

このほか、グラウンド排水溝におきましては、ホッケーコート内の集水柵ぶたの改修と、スプリンクラーの配置位置を変更することによるもの、附帯施設設備工においては、使い勝手を向上するため、手洗い場、門扉等の改修や破損のひどいフェンス等の改修、グラウンド施設撤去においては、人工芝面積で説明させていただいたゴムチップ舗装面積の増加による撤去費、構造物撤去工におきましては、スタンド整備に係る既存コンクリート階段の撤去等に伴うものでございます。

以上が今回変更をお願いする工事の主な概要でございます。

なお、9月の定例会におきましてご質問をいただきました音響設備につきましては、別途町内業者と契約を結び、改修を行うこととしておりますのでご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第86号 町営土地改良事業の施行につきまして、補足説明を申し上げます。

本年8月に発生をいたしました台風11号及び8月豪雨災害により、農地並びに農業用施設が被災し、その災害復旧をさせていただくことについて、土地改良法に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書に添付をしております資料をごらんください。

農地につきましては、河川の氾濫による農地への土砂流入と畦畔の流出でございます。箇所につきましては、丹波地内箇所番号1番豊田地内及び蒲生地内でございます。

畦畔の崩壊等につきましては、瑞穂地区箇所番号3番水呑地内、丹波地区箇所番号4番口八田地内でございます。

農業施設災害につきましては、和知地区箇所番号5番広瀬地内の農道であります。瑞穂地区箇所番号6番八田地内の松尾井堰及び瑞穂地区箇所番号7番質美地内のユリ頭首工でございます。

これら7件を施工させていただくことでお願いをしたいと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第86号の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更についての質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま説明をいただきました。常任委員会の中でも少しその他の質問の中で、課長からの説明をいただきましたが、今回物価上昇に伴う増額と、そしてもう一つは、20メートルの盛土をしたことによって地盤沈下となったと。それは、課長の答弁の中にもありましたが、これは想定内であったというようなことを答弁でお聞きしました。

想定内であるというのであれば、やはり入札の条件の中にもそういったものが含まれていたのではないかと思うんです。入札金額の中に、やはりこの想定内であればこういった地盤沈下を予想されることであるので、この金額が今回こうして出されること自体がおかしいんじゃないかと、そのように思うんですけれども、その想定内であったという考え方はどのようであったのかをお伺いしたいのと、やはり聞くところによりますと、今回この盛土をされたところは、田んぼであったと、軟弱な土地であるというようなこともお聞きするので、やっぱり設計、建設する過程で、そういったことも踏まえた中で、専門家であるわけですから、もちろんそういうことも考えて設計、そして建築をされるべきであったであろうと思います。

その点をお伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいまのご質問ですが、20メートルを超える高盛土でございますので、想定をしていたという表現であったかというふうに思っています。

20メートルを超える高盛土ですので、100%という転圧というのはまず不可能という

ことで、基準についても92%以上の転圧で施工指針としては満足するというので、今回は転圧を国土交通省にお願いしてございまして、そのデータをもとに施工のほうはさせていただいております。国土交通省のほうで転圧をいただきました平均の締固めは97.4%でございまして、92%以上、十分満足した締固めが行われていると考えております。

ただ、自然沈下の場合は全体に下がりますので、建物の構造上そのままでもいけるということがあるんですが、今回の場合はねじれた状態で、部分的には下がって、その測定箇所の部分部分で変異があったと。その部分を修正して、施工のほうをさせていただいたということでございます。

提案時には、二つのグループから提案をいただいたんですが、高盛土の位置に建築物を施工していくということで、もし不等沈下が発生した場合の対処方法については、それも提案はいただいております。ただ、その不等沈下の対策の費用については、起こるか起こらないかということでございますので、その部分については事案が発生した時点で、施工費については、当然町の施設でございまして、別途工事費のほうは発生してくるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長の答弁の中では、国土交通省のデータの中でもちゃんとそういうふうな転圧もされる中で、97.4%という数字が出てるということでありますが、今この資料を見せていただいてまして、この88カ所が薬液注入箇所であるということで、ここが緩い、沈下したということではありますが、今後さらにこういったことが起きる予想というものは考えられるのかどうか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今後の予想なんですけど、予想することはできないと思うんですけど、ただ沈下自体はミリ単位でまだ不等沈下の対策工事をした後も観測をしまして、今の段階では不等沈下は発生していないという状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 予想はできないということではありますが、今回のこの地盤沈下は予想の範囲内であるということであれば、やはりこの入札契約の中で、こういった金額も含まれるべきではなかったのかと思うんですけど、その点もう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 不等沈下ですので、自然沈下と不等沈下はまた違うと思います。自然に下がっていく部分には、建物といいますか計画高さの修正なり、鉄筋の建築物ですのでボルトとかの調整で許容範囲で施工できる場合もございますが、今回の場合は、建築を行う上での基準を超える不等沈下が発生したことによる対策工事を実施させていただいたところですので、この不等沈下の対策工事を当初の契約から含めるとするのは、ちょっと難しかったなかというふうに思っております。

ただ、不等沈下がもしも発生した場合に備えての検討は、当初の提案からいただいておりますので、そのようにご理解いただけたらと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、一つには、いただいております資料3を見ますと、232カ所にさや管を入れて、いわゆる不等沈下の対策としてしておるといことと、それからそのうち88カ所に不等沈下対策として薬液の注入をしたと、こういうことなんですけども、一つには今説明もあつたわけですけども、埋め立てた上に建物を建てたので沈下したと。もちろん、圧がかかるということもありますが、しかし20メートルという高さに土を埋めておるわけですから、自然にそれが下がっていくというのは当然あると思うんですね。

私どもの経験からいっても、例えば圃場整備をしまして、土をまき出したところは、何年かすれば下がってきて非常に地盤が下がるということ、経験しているわけでございますけども、当然今回の場合もそういうことが起こるんじゃないかというように思うんですけども、そういうことは一つは想定をされていないのかどうかということをもまず伺っておきたいということが1点でございます。

それから、今回88カ所を薬液注入して、いわゆる液を入れて上げたということなんですけども、今後例えばそういうことが起こった場合、一旦注入したところ以外のところが当然またできると思うんですけどね、さや管も入ってるので。しかし、一旦薬液注入したところは、新たにそこが下がった場合、またそれができるのかどうかと。一旦液を入れて上げてるわけですから、またそこが下がった場合、どういふようになるのかというように思うんですけども、その辺はどうなるのか。お尋ねしておきたいと思えます。

それから、20メートルも土砂を埋め立てているわけですから、一番下の地盤の分、あの辺は田んぼやったと思うんですけども、その地盤の調査を当然されたと思うんですけども、どれぐらいの期間をされて、何カ所ぐらい地盤の調査をしたのか、そこには地盤がやわらかいということで、一番下の地盤の対策は必要なかったのかどうか、お尋ねしておきたいと思

います。

それから、今回追加がそれぞれ含めて8,800万円以上の追加工事をするわけなんですけども、このもともとの入札をしたときには、予定価格どおりの落札の額であったと、100%だったということで、町長はそれは当たり前だということも言われたわけなんですけども、今回その8,800万円、追加工事をするんですが、当然予定価格どおり100%の見積もりの追加ということに、そういうことになると思うんですけども、みすみす2番の入札の方は、予定価格の8割だったので、2割の部分、その金額が業者に渡ると、ましてその追加の電気工事については、入札をすれば例えば8割で落ちるかもしれないけども、これも100%で追加随契で渡すということになると思うんですけども、それについてはそういうことになるということだと思えます、改めてその点についても伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 済みません。自然沈下の発生については、当初20メートルを超える高盛土ですので、計画の中で想定はしております。本線の駐車場側なり、本施設の位置関係につきましても、そういったことを想定し、当初思っていたよりももうちょっとスパンを長くしまして、もしも沈下が発生した場合に、本線の駐車場と今回の本施設は、歩道のほうで行き来をすることになるんですが、その歩道の勾配につきましても最小の配水勾配であります1%ということで計画しまして、それ以降施設側がもし自然沈下が発生しても、歩道の勾配2.5%までで行き来ができるようにということ想定した上で、計画高さなりは検討しておりましたので、自然沈下のほうは想定はしていたということでご理解賜りたいと思っております。

また、再度の修正なんですけど、これはこの施工しましたこの方法によりますと、再度下がった箇所につきましても沈下の修正は可能ということでございます。

あと、もともと農地であった部分でございますが、その部分につきましては施工されるときに表土ははねておられますし、また本町のほうでボーリングの調査はしておりまして、地盤としては満足する数字を得た上で、施工のほうはさせていただいております。

あと、建物の今度の追加費用の関係なんですけど、もともと同じ仕様に対する提案金額ではございませんので、追加の工事につきましても事業者から見積もりを徴収し、それを本町の持っておりますデータと照らし合わせて、追加の工事費については積算させていただいておりますので、請負率というものは今回の方式では発生しないということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたんですが、一つは田んぼの地盤の調査をして、表土を取り除いたということですが、調査した期間とか何カ所したのかということをお尋ねしたんですがその答弁がなかったの、改めて伺っておきますということ。

それから、自然沈下の問題なんですけども、これ想定していたということで、歩道の高さの問題も今説明をされましたけども、自然沈下というのは1年で終わるわけではないので、これから先、圃場整備を考えてみても、何年かしてまた下がっていくということも当然経験をしているわけですが、そういうことは想定をされていないのか。もう一旦、この1年この建物を建てて、4月オープンとなっておりますけれども、それ以降はそういう自然に沈下することはないのかどうか。自然に沈下した場合にどういう対策をするのかということで、今不等沈下対策で注入だけで十分対応できるのかということと、注入したところを再度できるということでございますけれども、そしたら何回できるのかと。

資料の説明を見ますと、いわゆるさや管と言われているのが、塩ビ管で75ミリのを1.2メートル入れて、そして注入管というのは40ミリで長さ1.45メートルとこういうように説明があったと思うんですけども、管の関係からいったら、35ミリしか残りはないわけですが、2回はできるというようにしか思えへんのですけども、できるということになれば。自然に下がっていくということになれば、どの時点で注入して、いわゆる下がった場合の対応するのかと、その時々にするということになるろうとは思いますが。

これ、一体考えた場合、どれぐらいの今後これに対する費用というのが要るかというように思うんですね。今回出されております88カ所の薬液の注入をしたということと、これだけでも相当な金額が要っておるわけと、今後そういうことは想定されておるということになれば、相当な金額がまた必要になるというように思うんですけども、そういう心配はないのかどうか。もう一度伺っておきます。

今回の分については、薬液注路1, 300平米で3, 737万円要ってるわけなんです、88カ所。一応さや管が入っているのが232カ所ですので、沈下した場合、また注入してやるということになれば、相当な費用が要るとのことと、もう一つ伺っておきたいのは、当然例えば薬液注入することが起こった場合、当然営業を一旦ストップして仕事をしないとできないのではないかと、その場合に営業をストップした場合の補償というのは、誰が見るのかと、その約束ができていないのかと。

営業ストップして想定外やということになれば、それは当然町がいわゆる営業を止めたその期間の補償をするということも起こってくるのではないかと、その辺についてはどうなっているのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、ボーリング調査につきましては、3カ所でボーリング調査を行い、あと盛土の建築物の基礎を施工する前に平板載荷試験というのを各建物3カ所ずつで行って、基礎の工事のほうには着手しております。

あと、自然沈下が今後も発生するのではということですが、自然沈下自体は絶対発生しないということは申せませんが、ただ建物の加重を今回かけた部分につきましては、その部分につきましては一定その沈下の数量的には収まってくると想定しております。

あと、注入管なんです、さや管の内側に注入管のほうを配置しております、その注入管につきましては、一度使用した後洗浄し、その注入管は再利用をしていくというふうな工法ですので、何度もそういったことが必要になるということは想定しておりませんが、注入管自体は再利用がこのまま可能ということになっております。

あと、今後なんです、山田議員おっしゃられましたように、3,200平米のうち1,300平米を沈下修正いたしました。単純に割りますと、数字的にはまだ全てに薬液注入行いますと、5,000万円以上の費用が必要となるということになるんですが、それは単純計算でございまして、また営業後のことなんです、営業後につきましても、今回建物の設計から建築、運営までを一つのグループ会社に請け負っていただいておりますので、施設完成後も定点観測のほうは事業者のほうで行っていただき、また報告をいただいて、その対策については検討するということが提案のほうはいただいておりますので、その報告に従いまして協議のほうはまたさせていただくということになると思っております。

ただ、営業後ですと、やっぱり床をめぐったりするという手間の分がかかってきますので、今おっしゃられました補償ということは考えておりませんが、もうちょっと細部の協議のほうは営業までに行っておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 底地といいますか、地盤といいますか田んぼの調査は3カ所ということでございましたけれども、全体の面積から言えば相当広い面積を土砂で埋め立ててるわけなんで、3カ所の調査で十分なのかどうか。もう20メートルから埋め立ててるわけですが、その点について、もう一遍伺っておきたい。

建物の部分だけではなく、全体、駐車場も含めて相当な面積を埋め立てたわけですから、それが3カ所でよかったのかどうかということも改めて伺っておきたいということと、それから、建物の建てた重圧で下がるという部分と、造成をして20メートル以上土を埋め立て

ているわけですから、その埋め立てた土砂が自然に下がっていくと、これ私、圃場整備のことを申し上げておるわけですが、圃場整備の場合でしたらそんな広い面積ではなしに、一部分、圃場整備するとき土砂をまき出して、田んぼを広げるという場合がありますが、それでも何年もたっても下がっていくというような経験をしているわけですが、そういうことがないのかどうかということを私はお尋ねしておるんですね。1年でとまってしまったらそれは問題ないと。しかし、自然に下がっていくということは、何年もかけて下がっていくわけですから、当然亀裂が起こったり、そういうことが起こるという可能性があるわけなんで、それがこの不等沈下対策で建物分はできるということなのかどうか分かりませんが、全体ではどうなのかということもこれ大きな問題になると。

特に、そういう大勢の人を集めようというそういう場所なので、安全が一番求められるということになれば、相当そういうものが起こった場合に費用を投入せんなんということも起こるわけなので、そういうようなことは絶対心配ないということを確認に答弁できるかどうか、伺っておきたいと思えますし、不等沈下をして、注入すると。それで営業がストップするということになれば、これまでの説明してる大体24時間、365日営業するということも言われてるわけで、ほとんど24時間営業も含めてするということも言われている中で、営業を止めるということになれば、やっておる側からすれば、相当な打撃を受けるわけなんで、当然そこには営業補償という問題が起こるというように、私は思うんですけども。

そういうことが、今説明でははっきりしてないと、考えてないというか、それで本当に通るのかどうかということやと思うんですね。建物は町やと、営業を指定管理してるということになれば、当然原因者がそれを補填せんなんということが起こるんじゃないかと。その辺は、はっきりさせておかないとあかんのやないかと。

DBOという方式をやって、設計から建物、営業、全部そこにするという方式でやっとなんですけどね。よいように見えるけども、一つ一つ見れば、大きい矛盾を持っているのではないかと、問題を。町はどこまでそれなら責任を持つんやと、どこまでそれに指導したり、監督できるんだということも大きな問題になってくると。

ただ、町は起こったときに金だけ出してたらいいんだというそういうようなことになるんじゃないかと思うんですけども、その辺について、もう一度明確に答えておいていただきたいと思えますし、この予定価格通りの入札金額やったんですが、それについては今当然積算をしてということでございましたけども、当然建築のそういう単価というものは決まってるわけなので、本来はそれで予定価格を出して、それが入札されて8割とかこういうことになるんでね。当然、今度の場合は予定価格の100%で入札をされているということは、こう

いう追加工事についても当然それに準じてやられるということだと思っておりますけれども、もう一度改めてその点についても伺っておきたいと思っております。一般の、例えば入札して予定価格の8割だったというそういう単価で追加をするのとは当然違うと思っておりますけれども、いやいやそういうとこでないと、8割で落札したそういう同じ単価なんだということなのか、改めてその点についても伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ボーリングの調査につきましては、水脈を探る意味でボーリングのほうはさせていただいております、基礎地盤につきましては盛土の工事ですので、盛土の解析のほうを行う必要がありますので、盛土の施工の解析により、盛土工事は行っております。

ボーリング調査なんですけれども、ボーリングについては全ての部分で行うものではございませんので、今回杭基礎等の必要もございませんので、基面を調査するということは3カ所で十分かな、3カ所といいますか1カ所でも十分かなというふうには思っております。

あと、埋め立てた部分なんですけれども、先ほどから言っておりますように当然自然沈下は発生すると思っておりますが、ただ重さをかけたところにつきましては、土砂内の水分が当然押しやられることによりその部分がなくなって、土の密度が小さくなるということで自然沈下のほうは起こると思っておりますので、今回もう既に、基礎と土間のスラブを入れて建物重量の85%の重量のほうをかけておりますので、一定この重量をかけた段階で定期的に観測して、今後のことは検討すべきかなと考えております。

あと、営業に対するリスクなんですけれども、その部分については交通量のリスクもありますし、こういった不等沈下の対策によりリスクもありますので、その部分はリスクの分担ということで、この施設は使用料をいただくということで考えておりますので、そういった部分でリスクの分担のほうは営業前に決めさせていただいて、措置の方はしていきたいと思っております。

あと、追加工事の件なんですけれども、先ほども申し上げましたように、従来の仕様による発注のほうは行っておりません。全て、事業者からの見積もりを本町の持っているデータに照らし合わせて、妥当か妥当でないかを判断して、契約金額は決めております。今回は、追加する部分が、不等沈下につきましては当然これは特許を取っておられますので、見積もりにより工事費ということになりますし、電気の引き込みにつきましても数量等を見積もりをいただきまして、それを本町のほうで再度確認しまして契約額は決めております。

積算しますと、単独で発注の場合は639万円の工事費が必要となりますが、本工事に追

加することによりまして550万円で事業のほうは請け負っていただくということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回の契約変更でございますが、物価スライドということで、これは契約条項に入っております、当然これは変更が必要ではあると思うんですが、この発生した原因が、やはりこのDBO方式で、契約期間が長くなったということが一つ原因しているのではないかと思うんですね。

通常でしたら、大体あの程度の建物なら1年以内で完成するというので、物価スライドこの資料もつけてもらってますように、1年以内の物価スライドは適用しないということになってますんで、これ去年の9月議会で可決しまして契約されたと思うんですね。

ですから、実際建物の工事に入ったのが大体10カ月後ぐらいではなかったかなというように思うんですね、今回ね。その間、全くこれ工事やってないので、丸ごとこれほとんどが物価スライドの適用になったという解釈なので、本町初めてこれDBO方式を採用されたわけではありますが、こういう点で発注者としては不利なそういう契約方式ではなかったのかな、ほかの面はいい面あると思うんですよ、それも当然あると思うんですが。この物価スライドに関してはちょっと、発注者に不利な点があったのではないかなというふうに思いますが、その辺のことについてどうお考えなのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今、篠塚議員がおっしゃられましたように、今まで、これ物価スライドといいますが、全体スライドなり単品スライドなりインフレスライドという条項があるんですが、オイルショックのときや原油代が高騰したときもありまして、そういったときも本町の発注している事業規模が小さいことと、あと1年以上にかかる工事が本町ではなかったということで、今までスライド条項を適用した前例がございませんので、今おっしゃられましたように、物価が高騰してからは予測した数字は出せるんですが、物価が高騰するということは、私的には予測していなかったというのが本音でございます。

ただ、契約期間につきましては、設計と建設工事を一体的に6月の議会で締結していただいておりますので、工事に着手できたのが4月、あと4月から6月にかけて基礎部分の工事を仕上げしておりますので、その部分に対する出来高部分は削除して、今回スライド条項のほうは適用させていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 本町で初めてこのDBO方式という契約を採用されたわけですが、その点の発注者としての、多分これ工事期間がかなり長くなるんですね、設計から全てやりますんでね。ですから、その辺の不利な点がなかったのかということについて、私はお聞きしておったんですが、その点についてどうお考えですかね。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回提案させていただいた全体スライドに係る部分だけを見ると、DBO方式が不利であったかと言われると、方式的には今回この方式に初めて取り組みまして、いろんな意味でよかった面もございますし、今おっしゃられましたように、契約期間が長いことによるリスクもあったということでご理解賜りたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今後は、このDBO方式もしされる場合は、十分検討されて、契約をしていただきたいというふうに要望いたしておきます。

もう1点ですが、今回の不等沈下が最大66ミリ沈下していると、最大ですね。平均で52ミリということで、この薬液注入によりまして最大復元高が19ミリということをお聞きしてるんですが、ちょっと素人的に私考えますと、本当にこれで、この今だけの数値で不等沈下が完全に復元されたのかというのは、ちょっと疑問に思ってるんですが、この不等沈下の平均52ミリに対して最大復元高が19ミリであるということで、この数字的にはどういうことから出てきているのかということについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 沈下は今、今回議案書につけております資料の部分では、この赤色のところだけを薬液注入したということでございますが、沈下につきましてはこのさや管を入れております箇所、全てで沈下のほうは発生しております。

その部分を、これも建築基礎の構造設計指針に構造別の総体沈下量の限界値というのがありますが、まず柱と柱を建てるのに1.5%以内なら柱が建てられるということで、全てを平らにするのではなくて、沈下量を修正していきますので、一番深いところで19ミリ上げるとその隣は12ミリとかそういった数字になりまして、あと自然沈下の分は、全体的に計画高を下げ、今回35ミリ全体的に計画高、基盤高を下げしております。それを差し引いた後、極端に下がっている部分、大体500分の0.2%の勾配であれば建築が可能ということになっておりますので、その0.2%以内におさまるように部分的に1カ所ずつ修正しているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 私もちっとお聞きしておきたいんですが、まず最初に、先ほども答弁ありましたけども、過去にこういう物価スライドによる契約変更というのはなかったということですし、私も何年か建設関係の仕事してますけども一度も経験がありませんので、なかっていいと思うんです。

ただ、今後のことを考えますと、この変更契約の中に、物価のスライドによるという特殊な要件の部分と、それから沈下によるという部分があるんですけども、これは今後の資料というんですかね、いろんなことを考えますと、契約は個別に二本の変更契約にすることが、将来のためになるのではないかと思うんですが、なぜ一本でされたのか、お聞きをしておきたいとこのように思います。

それから、もう1点沈下の件ですけども、先ほどからお聞きしたいことがかなり出たんですが、私も気になりますのは、総合評価方式の競争入札でした事業でございますので、当然のことながら沈下は予測されてた。それに対して、予算的にいろんな問題があったんだとは思いますが、もうちょっと慎重に審査をすべきでなかったのかなと。当然ながら、評価の対象というんですか、提案の中にもそういうことも当然上がったと思うんです。

特に、20メートルを超えるような盛土工事ですから、かなりの沈下が起きるということもありますし、加えて普通はこういう盛土工事をしますと、何年かそのまま置いておいて、5年とか10年後に建設するというのが常識的ですけども、もう造成と同時に工事をやるというようなことであれば、かなり問題が起きるということは加味されてたと思うんですが、その辺のことがなぜ総合評価制度のときに、評価点に満点に近いというんですか、かなり高く評価されたのは、非常に不思議に思いますし、どういう点からそういうことを加味されたのかということをお聞きしたい。

それから、もう1点、重なる質問なんですけども、今回最高で66ミリ沈下したとこういうことなんです。10センチよりも少ない部分です。で、20メートルの盛土工事をいたしますと、一旦山土を削ってそれを埋めますので、もとの状態に戻るにはこれ比率が専門的にはあるんですが、20メートルで10センチにおさまるといようなことではなしに、もっと沈下するはずだと思うんです。そういう点はどう考えておられるのかどうか。

それから、もう1点、建設省のほうにやっていただいたというお話でしたけども、盛土の材料の品質はどういうものを使われて、またはどういうものでやってほしいということを指示されてたのかどうか。

それから、この施工方法について、こういう造成工事をするにつきましては、まき土をして、30センチごとに転圧をするというのが常識的な造成の仕方ですけども、そういうことが本当にされてたのかどうか。特に、20メートル以上の、20メートル近い盛土工事をするわけですから、こういう埋める土の質とか、施工方法はより慎重にやらないと後々自然沈下が起きる可能性が十分高いわけです。

それで、先ほどから聞いてますと、自然沈下は均等、水平に起きるようなことをおっしゃってますけども、埋める造成に使った土によりまして、必ずしも沈下のする場所は必ず水平になるということはないわけですね。だから、建物の基礎の部分をベタコン打って、ちゃんとしてるといっても、自然沈下の分でまだ下がる問題があるところのように思います。

ここでお聞きしたいのは、20メートルの盛土工事をした場合、最大限どれぐらいほど沈下することが予測されるのかどうかということをお聞きしておきます。

もう一度、言うておきますと、使った土は品質はどんなんであったか、施工方法はどうしたか、20メートルの盛土を完璧な状態で今の状態にした場合、何メートルぐらい沈下する予測がされるのかどうかと、先ほどの件と質問しておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、物価スライドと沈下による工事を別の契約にすればということですが、沈下修正につきましては、建物の基礎工事の部分でございますので、本工事に含めていくというのが本来かなというふうには考えております。あと、工事の内訳のほうで調整等が図れる部分については図れたらよかったかなとは思っておりますが、今後国の検査等も受けていかなければならないということもありますので、今回この工事に含めて契約のほうはさせていただくのが適正であったと判断しております。

土の関係なんですけど、今おっしゃられましたように盛土ですので30センチの転圧ということでお願いはしております、施工につきましても本来ですとローラーで転圧するだけなんですけど、今回につきましては、盛土をする範囲が広大な土地ですので、GPSをつけてローラーの軌跡を確認しながら締固めの漏れがないようにということで一層ずつそういったことで取り組んでいただいております。そのデータにつきましては、町のほうに提出をいただきまして、それは確認をさせていただいて基礎工事はしております。

あと、盛土の材料なんですけど、これにつきましても締固め密度の高い材料ということで、内部摩擦角というのがありますが、30度以内の土砂をということでお願いしております、その搬入された土砂につきましてもどこの材料をどんだけというふうに全て数字はいただいております。先ほど申し上げましたように、締固め後の管理表もいただいております。

率は97.4%でございますので、十分な締固めができていると考えております。

あと、沈下量の予測なんですけど、97.4%ですんで当然100%ではございませんので、その部分掛ける30センチごとの数字が97.4%ですので、単純に計算するとそのままいくと60センチの空域分があるということにはなりますが、ただ、これはこの数字が全てではございませんので、予測しておりましたのはまず最大15センチ程度は自然沈下が起こるであろうということは予測して施設の計画の高さのほうは定めております。

沈下の提案に対する評価なんですけど、その部分につきましてはもしも不等沈下が発生したらこういった工法ができますということで基礎形式のほうは提案をいただきまして、それに対する評価を行ったところでございます。不等沈下の数量自体が発生した時点で、工事費の見込み額は算出できると思っておりますので、今回不等沈下が発生した部分について契約の見込み額の提案をさせていただいているということでご理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今、初めに質問しました変更契約のことですけれども、質問した内容と答えていただいたことが違うように思うんです。私が申し上げてるのは、過去に一度も経験のない、実績のない物価スライドによる条件変更、変更契約をしたというのは貴重な資料なので、それはそれで別個に残しておく、記録に残しておく必要があるのではないかと。そういう意味から、原因が別々ですからそれに基づいた2本の変更契約をすべきでないかというように質問したんです。それに答えてほしい。

それから、今盛土の資質とかには条件をつけて、また作業工程はそれなりに全部資料をいただいておりますということなので、その言葉を信じていきたいとは思いますが、今建設省さんが道路か、それとも建設省の施設の部分かどうかわかりませんが、埋め立てを資材としまして相当量の砕石を積み上げておられます。今度の拠点地域というんですか、この施設にはああいう砕石は一切持ち込んでなかったと思うんですが、やはり建設省さんが直接自分のところに関係ある部分については山積みにした砕石をこれから投入されるんだと思うんですが、こちらにはない。そういう状態で、本当に20メートルをして想定15センチで済むのかなど。

先ほどお話になった97.4%、これで計算しても60センチは沈むということになるわけですね。そうすると、今回沈んだのは66ミリ、だから計算上からいくと10分の1しか沈んでない。私は60センチでは済まないと思うんですが、60センチで済むとしても10分の1しか沈んでない。

今後、こんな状態であれば何回か同じ工事を繰り返していかなければならないというようになるんですが、そうなってきますと1回に4,000万円程度の沈下による費用を出していくとしたら、相当な負担がこれ町にかかるわけですね。町にかかるというよりも、町民の税金、町民にかかるわけですよ。そういう意味から、本当にもっと慎重に打ち合わせて、工事等もやっていくべきであったのではないかなということと思うんですが、これで大丈夫なのか。これ以上お金は要らないのか。先のことは予測できないとおっしゃったらいやがないんですが、今言われた15センチにしてももう倍要るわけですからね。

その辺のことは、ほんとに今回の事業18億2,500万円をもっともって超えて、町民にかなりの負担になってくるのではないかというように思うわけです。その辺は、本当に当初の計画予算の18億2,500万円で全てが終わるのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 変更契約の関係につきましては、もともとが一つの工事でございますので、一つの変更契約というのが適正かなと思っております。ただ、物価スライドの部分につきましては、今まで例がございませんのでそういった前例として今後に残しておくということは可能かなと思っております。

あと、事業費の関係なんですが、当初お願いしておりました事業費内で工事のほうはさせていただくということで事業のほうは進めております。高盛土における事業なんですが、まずなぜこの位置にしたかというところからなるんですが、やっぱり駐車場から歩いて施設までというのは、また行きにくいということもございますので駐車場の位置がこの高さに決まった段階でここに施設をつくるのが適正であったとは思ってますし、その部分に対する沈下対策につきましては、杭基礎というのもあるんですが、杭なり、二重のスラブにしたり、ベタ基礎を検討した結果この工法が、運営後も修正が可能ですし、費用的にもこの工法が最適であったということでこの工法については判断して施工はさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 一つの工事やから一つの変更契約でよいということは、私はおかしいと思うんです。一つの工事でも、変更1、変更2というように変更が起きる都度、変更契約をしたらいいわけですから、分離しておくべきでないかということをもう一遍確認しておきます。

それから、今話がありましたように、18億2,500万円の当初予算でということなん

ですが、先ほどから申し上げているように、今後沈下が生じてきたらこれを予算内では到底おさまらないのではないかというように思うわけですね。そういう意味では、やはり当初18億2,500万円を以て拠点施設をするということは町民に広報されてるわけですから、やはりちゃんとした説明を町民にしておくべきでないかなというように思うんです。

もう一つは、建設省のほうで造成工事をやっていただいたということで、それを信じるより仕方がないというような感じですけども、この転圧は97.4%までできてるから最大でも60センチしか沈下しない。これ以上、自然沈下も含めて沈下をした場合、建設省に損害賠償か何かできるわけかどうか、その辺のことをお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 分離して契約しておく、第1回、第2回に分けてということをおっしゃられました。今回契約見込み額が立った段階で議会のほうに上程をさせていただいておりますので、一つの契約で、工種ごとに分離して第1回、第2回の変更契約をしておくということまでは考えておりません。

あと、事業費については、先ほども申し上げましたとおり、お認めいただいた事業費内で工事は完成させていきたいと考えております。あと、沈下した場合、損害賠償ということが今おっしゃられましたが、盛土の造成地を町のほうが引き取って、町の土地に、町の施設を建設しておりますので、その部分については損害賠償というのはもう発生しないと思っております。そうならないように、転圧状況なり、盛土の材料、またそういったデータのほうも全て国土交通省より提出いただいて、先ほども言いましたように国の検査等もございまして、そういったことにも備えるということで資料は提出いただいて確認した後、基礎の工事に着手しておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今回の村山議員さんのことに関連してお聞きするわけでありまして、この事業費については18億2,500万円ということでありました。今回8,000万円余りの修正というのが出ているわけでありまして、これだけ費用が増えても18億2,500万円で賄えていくということの根拠というか、この18億2,500万円の中にそれだけの余裕が見込まれた事業費が当初計画されていたのかどうか。その点についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 18億2,500万円を計上させていただいた時点と、今回では同時に国土交通省なり、京都府の道路公社と同時に施工しております。そういった関係

で、施工の分担といえますか、協議の中で関連する部分の工事の施工範囲を決めて事業に取り組んでおります。

そういった関係と、あとほかのこの施設以外の部分で入札もしておりますし、あと当初計画はしていましたが再度検討する必要性が生じた部分もございますので、そういった中で、各項目ごとに再度検討しながら事業費内で事業を進めるということにしているところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいま提案されました議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について、反対の立場で討論いたします。

次の点について、指摘をするものです。

ただいま提案をされております地域振興拠点施設整備事業の設計建設工事の請負契約は、平成25年6月議会において7億8,435万円で賛成多数で議決をされました。

その際、工事の契約期間が長期になることから物価上昇に伴う請負金額の増額が生じることも予想されることからの追加補正が必要との説明はありましたが、地盤沈下による対策工事への説明はありませんでした。今議会での一般質問において、初めて公の場で明らかにされました。

答弁では、10月に地盤沈下を確認して工事を実施したとのことでありましたが、閉会中とは言え、議会へはもちろん該当委員会にも報告はされず、事後報告とは議会軽視以外何事でもありません。

また、地盤沈下は当初からの想定内であったと言われました。そうであれば、今回提案される請負契約の変更は物価上昇に伴う請負金額の増額のみであり、地盤沈下による対策工事は当初の契約の中に含まれているべきであります。建設している土地は、20メートルも埋め立てていること、また軟弱な地盤ともお聞きしますが、こうしたことも設計や建設の専門家であれば、自然沈下、不等沈下を踏まえた設計や工事が行われることは当然ではないでしょうか。

以上のことを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について、賛成の立場から討論を行います。

本施設は、京都縦貫自動車道の丹波パーキングエリアと連結をし、道の駅「味夢の里」として登録、本町の道路交通の玄関口として道路利用者の利便性の向上と本町農産物及び地域特産物等の販売、並びに地域情報の発信等による地域住民との交流を促進し、町全体の活性化を図ることを目的に、あわせて防災機能も兼ね備えた施設として、来春に迫った京都縦貫自動車道の開通にあわせて整備をするものであります。

現在、本体施設の建設も着々と進んでいる状況にあります。今回、当初請負契約締結から12カ月が経過した中で、物価上昇による請負代金の変更が生じたこと、また当初より想定されていた建物基礎に生じた不等沈下の対策工事を行う必要があるため、それぞれ請負金額を変更するものであり、先ほどの質疑を通してもやむを得ないものと考えます。

この上は、来春の完成に向け、精力的な事業推進を願うとともに、本施設の完成により京都府の中心に位置する中核のまち、京丹波町として発展することを念願するものであります。

なお、最後に一言進言をしておきたいと思えます。冒頭、町長からも報告があったところですが、今回の工事請負契約の変更に際して、工事をしていく段階で追加工事が発生し、工事変更が生じたこと、それを議会に報告しなかったことは大変遺憾であり、議会軽視と言わざるを得ません。執行部のチェック体制の甘さが露呈したものであり、このことが行政不信を招く結果となるものであります。

今後内部執行体制を密にされ、二度とこのようなことが生じないよう肝に銘じていただきたいことを申し添え、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

提案の内容は、地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事において、物価上昇に伴う請負代金の増額と、工事内容の変更に伴う請負代金の増額とされています。

この工事は、契約期間が長いことから物価上昇による追加の必要性が生じる場合があることは説明を受けましたが、不等沈下については何の説明もありませんでした。議会での一般質問の答弁では、当初から想定内のことであるとか、さや管を事前に投入していたなど、当然のように説明がされました。

この対応や答弁は、議会として許すことのできない対応であります。議会軽視も甚だしいものです。そこには、提案すれば何でも議会で承認されるというおごりと、議会は何とでもなるとの思いがあると言わざるを得ません。

議会運営委員会でも厳しく指摘をしましたが、こんなことが許されるのであれば何でも町長の思いのままです。10月に不等沈下を確認して工事をするのであれば、当該の委員会はもちろん議会に対しても説明すべきです。

この事業は設計から建設、管理、運営まで一括して入札するDBO方式で実施をされており、不等沈下が想定内であれば契約金額に含まれるべきです。建物の面積が縮小されたときには、本町が求めている水準の範囲であるとして契約金額の減額はされませんでした。今回の不等沈下は、想定内であれば当然設計段階においてその費用は含まれるものであり、契約金額を追加する、こんな都合のいい契約変更は認められません。しかも、DBO方式はかかる費用が軽減できるところって進めながら、住民負担はどんどん増えてきているのではありませんか。

8,802万円の追加であり、今回の提案は補正予算も必要ない契約変更であれば、これまで提案されてきた工事の金額などは何に基づいて算出されてきたのか疑問と不信を深めるものです。しかも、入札率は予定価格に対して同額の100%でありました。追加される工事費用も、もちろん100%となり、こんな濡れ手で粟の方法で業者に大きな便宜を図っていると指摘されても反論の余地はありません。

この施設の入札額の次点は、予定価格の80%でした。請け負った業者は何もしないで2割は儲けになり、提案されている金額で計算しても、1,760万4,000円になり、6月の提案と合わせて1億6,700万4,000円も町民の血税が支払われることになるのです。こんな業者に有利で便宜を図る内容の契約変更は認められないことを指摘して、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程になっております議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について、私は賛成し、同事業を推進する立場から討論いたします。

本町において、合併以降一大事業として取り組んでおります道の駅「京丹波 味夢の里」整備事業につきましては、全体事業費18億2,500万円を年度前に予算化し、建設工事が順調に進捗しております。来春に予定される縦貫道の全線開通に向け、急ピッチで本線の

工事が進められる中で、本町の新たなシンボルとして施設の担う役割は大変重要であり、文字どおり本町の地域振興を担う拠点として早期の運用開始を願ってやみません。

この施設は縦貫道との容易なアクセスが絶対条件となることから、20メートルを超える高盛土造成地における建築工事であり、不等沈下が発生した場合を想定した上で基礎形式を検討し、その対策を実施してきたとの報告を受けたところです。

今回の設計建設工事請負契約の変更については、基礎工事において地耐力を事前に確認し着手されたところ、床面積が3,200平方メートルにも及ぶ構造物であることから、部分的に基礎底面の復元の必要が生じたため今後の工事工程に支障を来すことがないように実施した必要な措置として認めます。

また、物価上昇に伴う全体スライド適用にかかわる変更についても、国土交通省の運用マニュアルを適用する中で、請負額の変更と条項の適用が定められているとの説明を受けております。

以上の理由により、今回総額8,802万円の増額が提案されたものですが、この増額分については当初予算で議決した予算内での執行であり、新たな工事費用の支出を求めるものではありません。縦貫道の全線開通により通行車両を通過させないため、本町が一丸となり推し進める本事業の目的を再認識し、円滑な進捗を求める中で異議のなき議案として判断いたします。

しかし、今定例会の追加議案として提出されました変更工事が、幾ら予算の範囲内であり、緊急性を要するとは言え、事前の状況報告がない中で提案されましたことについて、私は重大な不信感を禁じ得ません。

今後町執行部には、目標達成のために細やかな報告を行うことを厳しく求めた上で、議案第84号の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

松村君。

○2番（松村篤郎君） 私は、今回提出されました議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

いよいよ来春に迫ってきた京都縦貫道の全線開通にあわせ、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点施設整備事業の中で、道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事により周辺整備事業も諸工事の本格的な工事施工となっている状況にあります。

今回提案されました議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更については、工事概要の提案説明にもありましたように、変更金額8,802

万円の一つには物価上昇に伴う請負代金を4,172万400円増額するものであり、工事請負契約書にのっとるものであり、設計、監理業務スライド条項に該当せず、建設工事、電気設備工事、機械設備工事のLAN工事費が1.5%を超える物価スライドにかかわる分の発注者負担であり、問題の生じるものではありません。

二つ目の工事内容の変更に伴う請負代金の増額、4,629万9,600円は建物基礎に生じた不等沈下の対策工事及び高圧電気引込工事の追加によるものであり、建設工事での不等沈下対策については、20メートルに達する盛土に建設される条件において予測される沈下現象に対して、建屋基礎部分に薬液注入されるさや管が232カ所設置されており、今回沈下が確認された部分のさや管の88カ所に薬液の注入を実施されたものであります。基礎工事の進捗にあわせ、迅速に対応されていること、今後の対応についても考慮されていることを評価するものであります。

高圧電気引込工事は必要不可欠な工事であって、関係部門との工事進捗の調整の結果、定期的にやむを得ない結果と受けとめます。

いずれにしても、この事業全体が順調に推移することが重要であり、またこれは施設全体の事業費18億円余りの範囲内で執行されるもので、平成26年度当初予算で承認されております。他の付随する諸工事も合わせ、一体的な地域拠点施設となって事業が完成し、京丹波町の未来に新しい光が差すことを願って、賛成討論をいたします。

最後に、各議員からもありましたように、この地盤沈下に対する報告が今本会議での追加議案になってしまったことについてのいささかの疑問が生じたことを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第84号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。11時まで。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、議案第85号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更についての質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 提案になっておりますグリーンランドみずほホッケー場の改修工事の請負契約の関係で変更について提案されているわけですがけれども、変更の概要をつけていただいているわけですが、そこに変更前と変更後というのがあるんですけども、一つお尋ねしておきたいのは、今回スタンド整備工ということで、スタンドの30メートルの4段、2カ所、そしてベンチ25メートル、4段、2カ所ということで、追加がこれが一番大きいんではないかと思うんですけども、当然高校総体のメイン会場ということで今回人工芝のやりかえをするということになってるわけなんで、当然当初からスタンドの整備というのは必要であったんではないかと思うんですけども、なぜ当初から計画に入れていなかったのかという点、一つ伺っておきたいということ。

それから、全体の追加も1,000万円を超えるわけですので、この追加の内訳、どこにどれだけの予定をしているのかという点もあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） スタンドにつきましては、今年の8月に山梨県で行われました高校総体ホッケー競技場の視察を行いましたところ、観客スタンドが整備されていないホッケー場には大規模な仮設スタンド等が整備されていることにより対応をとっておられましたが、来年度の高校総体においては、放送室等があるホッケー場、東側にテントが多く設置されることから、西側の駐車場側から見学する場所がなく、また場所的にも大規模な仮設スタンドを設置するという事は困難な状況にあります。

こうした状況を踏まえて、高校総体体育連盟ホッケー競技場専門部からも強い要望をいただいているものでありまして、当初につきましては、今現在ある斜面のところに木製のベンチがありますので、それを使わせていただくかと考えておったのですが、木製のベンチにつきましてもかなり古いもので、当初からありまして、また斜面ということもありまして滑る可能性もありましたので、追加ということでさせていただきました。

なお、変更内容の増減額につきましては、追加資料としてつけさせていただいた分に記載させていただいておりますのでご確認お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 8月に視察に行って、そこから必要なことだと思うということなんですけども、これ9月の定例会で議決をされたんですけども、それ以前からということがあったかもしれませんが、そういうようなことの説明が全くなかったと思うんですけども、どの時点で8月に視察に行ったということでございますので、8月の上旬、中旬、下旬というのありますけども、そういう考え方は、この9月に議決されて以降に判断をされたということなのかどうかということ。

それから、スタンドの整備工事はどれぐらいの期間でできるものなのか、3月20日までと工期はなっているわけですけども、それについて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 夏に視察等行かせていただきまして、その後いろいろ関係機関と検討する中で、最終的に決定したものは9月議会には少し間に合わなかったということでございます。

また、スタンドの工期につきましては、工期変更はなしに現在の工期内でできるとしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第85号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 町営土地改良事業の施行についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

議案第86号 町営土地改良事業の施行について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長(野口久之君) 日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第7、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(野口久之君) 日程第7、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし、答申することに決しました。

《日程第8、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(野口久之君) 日程第8、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は、原案の推薦者を適任とし、答申することに決しました。

《日程第9、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(野口久之君) 日程第9、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は、原案の推薦者を適任とし、答申することに決しました。

《日程第10、議案第68号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第10、議案第68号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番(山田 均君) 提案になっております職員の給与に関する条例の改正でございますが、人事院勧告に基づくということで提案されているわけですが、一つには職員組合との合意はできておるのかどうかということをお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長(野口久之君) 中尾総務課長。

○総務課長(中尾達也君) 今回の条例改正に先立ちまして、町職員組合のほうとも事前に協議をさせていただき、本議会におきまして人勧に基づきまして、ボーナス部分の引き上げ、あるいは給与改定などを中心に提案をするということで確認をいたしております。

○議長(野口久之君) 山田君。

○14番(山田 均君) あわせて伺っておきたいんですが、本町の場合には非常に正職員以外に嘱託か臨時とかいう職員も多数おるわけでございます。現業と言われている部分も含めて、やっぱり正職員と同じような仕事をしておる方もおられると。やはり、同一労働、同一賃金というそういう立場に立てば、当然そういう嘱託や臨時の方についてもそういうものの対応が必要だと思うんですけども。

実際聞いておりますと、正職員と同じような仕事をしておるということも聞くわけでございますけども、やはりそういうことであれば同一労働、同一賃金というそういう立場に立つべきではないかというのが1点。

それから、本町の場合、定められております最低賃金、それを少し上回る程度の単価になっておるわけでございますけれども、やはりそういうものも時給1,000円以上に上げていくということも必要だと思うんですけども、あわせて今回こういうように給与改定が行われるわけでありまして、そういう嘱託、臨時の方々についての考え方、また見直しなどに

ついてはどういうお考えなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 嘱託さん並びに臨時雇用をしております方につきましては、一定最低賃金を上回る場所での賃金単価を設定はしておりますところでございますが、改訂をされていない部分につきましても、順次改訂等を行っているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 町長に伺っておきたいと思うんですけども、同じ仕事をして、例えば保育所なんかでしたら担任を持ってやると、臨時や嘱託の方がね。正職員と同じような仕事をしておると。しかし、非常に差があるということもよく聞くわけですけども。

やはり、そういう場合には、同一労働、同一賃金という立場に立つべきやないかと。京都府の最低賃金750何円でしたか、単価だと思ってしまうんですけども、本町についてもそれを若干上回るというような単価設定になっておりますけども、やっぱりそういうような現状にあわせた単価引き上げが必要だと思うんです。

本当に臨時と言え、補助的な仕事という場合にはやっぱり当然そういうことも場合によってあるかもしれませんが、同じような仕事をして、そして非常に低いということも聞くわけでございますけども、そういうところの改善というのは必要だと思うんですけども、町長の考え方、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一つの労働に対して、同じ賃金であるということは崇高な一つの理念であるという認識でおります。それに向かって、日々職務に専念しているということであります。

今回の人勧に基づく条例の一部改正する条例についても、やっぱりそういう方たちにも波及というんか、連動することを期待しての提案であることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 一つ質問をしておきたいんですが、通勤手当のことに關してですけども、車で通勤されている職員が非常に多くおられると思います。それで、この場合、施設によって違うかも知れませんが、ほとんどは町所有地か、それに準ずる土地に駐車されているんですけども、この駐車料というのは負担をされているのかどうかということがお聞きしたい。

それから、今回引き上げになった全てがその要因ではないんですが、当町の職員の方を見

ますと、やはり車通勤の方が多く、ガソリンが急激に上がりました。特にドル安で上がりましたけれども、現在は急激に下がってます。この見直しの必要があるのかどうか、ちょっと疑問に思うんですがその辺の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改定につきましては、人事院勧告に基づきます通勤手当の改定というところで、それに準じましての改定を行っているところでございます。

また、職員の駐車場でございますけれども、町有施設を利用しておるんですけれども、その利用者に対しまして、一定駐車場代ということで年間で負担を一部いただいている状況にございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 反対するという事ではないんですが、1点だけ確認しておきたいんですが、今回の給与勧告の中で、給与制度の総合的見直しという項目がございまして、三つの項目が示されている中で、一つに民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直しというのが上げられておりまして、このことで隣の南丹市さんでは、これ市長の暴挙というかそういうことになるのかわかりませんが、来年4月以降2%をカットするというような条例が先週の19日やったかな、最終日で可決されたということですが、本町での民間給与実態の調査というのは行われたかどうかはわかりませんが、民間企業との格差がかなりあるということであれば、そういった措置も今後されるのかどうか。そういう判断をとられるのかどうか、1点お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回の人勧の給与改定の大きな柱の一つとしまして、給与制度の総合的見直しというのもございます。それに先立ちまして、本町内の民間企業の給与実態につきましては、調査をしていないというところでございます。主には国の人勧に基づきましてその制度にのっとりというところを前提としております。

また、本町におきましては、国家公務員との給与差というのかなり開きがございまして、ラスパイレス指数につきましても、かなり京都府内でも低いような状況でもございます。そういったことも勘案をいたしまして、また府内の市町村の状況というの動向を見ているところではございますけれども、現在のところこの制度にのっとり、総合的見直しという部分につきましてはもう少し慎重に判断をしたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

議案第68号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第69号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第11、議案第69号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番(山田 均君) 今回提案になっております特別職の関係で、給与及び旅費に関する条例の一部改正ということで、提案理由は人勸による一般職の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を改正すると、こういうことになっておるわけですが、今のこういう大変経済情勢が厳しい中で、職員の場合は先ほどもありましたように、府下でも非常に低い位置にありまして、ラスパイレス指数が低いわけですが、理事者の場合には近隣町と比べてもそう変わらないような位置にあるわけですが、

そういう中で引き上げようということなんですけども、京丹波町の特別職の報酬等の審議会の設置条例を見ますと、この所管事項ということで、一つには議会議員の議員報酬の額というのと、町長、副町長及び教育長の給料の額と。それから、非常勤の特別職の報酬の額ということで3項目上がっておるわけですが、この設置条例からすれば、給与の額ということになっておりますので、該当しないという面もあるかと思うんですけども、住民の今の経済状況、暮らし向きからいって、本当にやっぱりこういう審議会なんかを開催して意見を聞くということも、私は必要だと思うんですけども、そういう考えというのはな

いのかどうか。また、私は必要だと思うんですけども、必要ないと考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまご質問のありました特別職報酬等の審議会でございますけれども、その中には当然議員でありますとか、町長、副町長、教育長等の給料の額ということで、それぞれ額が定められております。

今回の改定につきましては、額そのものを変えるというものでございませぬので、附則によって準用をしていると、一時支給をしているという状況にもございます。しかしながら、町内の企業の状況でありますとか、そういったものも当然把握をする必要もございませぬし、またそういったところで給料の額そのものにつきましても、一定そういう改善等の必要が出てくるという状況になりますれば、当然この審議会も開催をさせていただいて、協議をいただくというふうにご検討しております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 審議会の設置条例では、今もありましたように町長、副町長及び教育長の給料の額ということになっておるわけでございますけれども、今回提案になっております条例改正の題名を見ても、京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するという、こういう含まれておるわけですね。

だから、住民の方から見れば、ボーナスも含めてやっぱり給与というような見方も非常に多いわけで、そういうふうな立場に立てば当然職員とは違う立場ですので、理事者としての人勸に基づく適用ということではなしに、やっぱり改めてそういうふうなものを開催して、広く意見を聞くということを、私は今のこういう経済状況の中で必要やと思うんですけども、そういう考えはないのかどうか、あつたんじゃないかと私は思うんですけど、その辺改めてもう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改正におきましては、先ほども申し上げましたように、国におきましても大臣等におきましても、人勸の一般職の給与に準じて改訂をするという状況でもございましたので、本町におきましてもそれを適用させていただき、改定を行ったものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、平成26年8月の人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものですが、京丹波町の職員の給与は府下の市町村の中でも低い位置におりまして、職員の引き上げは当然だと思いますが、特別職の給与は近隣市町と比べても低い位置にはなっておりません。

京丹波町特別職報酬審議会の第2条で、審議会の意見を聞く事項が定めてありますが、その中には、今も申し上げましたように、議員の報酬の額、町長、副町長、教育長の給料の額と非常勤の特別職の報酬の額となっておるわけですが、住民の経済状況などを踏まえて、審議会の意見も聞くということが私は必要だということも指摘をするものであります。

今の町民の暮らし、実態から考えても支給月数を増やすべきではない、こういう点を指摘をいたしまして議案第69号、議案第70号の反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論はありませんか。

これで討論を終結します。

議案第69号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第70号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第70号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論はありませんか。

これで討論を終結します。

議案第70号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第71号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第13、議案第71号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番(山田 均君) 先ほど特別職のところでもお尋ねしたんですけども、議員のこの議員報酬の額というのも審議会の設置条例の中に入れておるわけでございますけども、一般の住民の方に聞いておりますと、やはり支給されますボーナスも含めて議員の場合は報酬ということになっておるわけでございますけども、やはり一つに見られておるという状況があります。そういう面から言うと、やはりこの審議会を開いて当然この議会議員の議員報酬ということでこの期末手当についてもやっぱり審議をしていただくということを、私は必要やと思うんですけども、そういう考え方はないのかどうか。

また、私はぜひそういうふうにやっていただきたいと思うんですけども、あわせて伺っておきます。

○議長(野口久之君) 中尾総務課長。

○総務課長(中尾達也君) 審議会の開催につきましては、先ほども特別職のところでもございましたように、十分町内の実態等を把握する上で必要と思われる時期にあわせて開催をし、

審議をさせていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） この京丹波町の特別職報酬等の審議会、条例は設置をされておるわけですが、これまでに開催をされて、そういう審議をされたことがあるのかどうか、その点についても伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 審議会につきましては、合併協議の段階で一定方向が示されたところでございまして、以降につきましては開催をされていない状況にございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 合併協議のときの協議というのは、ここに定まっておりますいわゆる特別職等の審議会ではなしに、それぞれの旧町から出された分科会といいますか、その中で審議をされたと思うんですけども、そういう面ではこの審議会というのは開催されていないんじゃないかと思うんですけども、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 審議会につきましては、直近におきましては開催をされていないという状況にございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論はありませんか。

これで討論を終結します。

山田君。

○14番（山田 均君） 採決に当たって一言申し上げたいというように思います。

議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の採決に当たりまして、私たちは退席したいと思います。

理由は、京丹波町の議員報酬についてはいろいろ意見を持ってるわけですが、提案は議員報酬の条例改正だということで、やはり報酬等審議会の意見を聞いて提案すべきだという点を申し上げて、退席をいたします。

(山田議員・東議員・坂本議員 退席)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

議案第71号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

(山田議員・東議員・坂本議員 着席)

《日程第14、議案第72号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第14、議案第72号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論はありませんか。

これで討論を終結します。

議案第72号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第73号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第15、議案第73号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回これまで取り組んでおりました京丹波町の浄化槽、市町村の整備事業というのを取り組む場合には、10戸以上の申し込みが必要だというようなことから、これがなくなるということだと思うんですけども、一番問題になるのは費用負担の問題なんですけども、これまでは町が施工ということで、一定の額を負担すれば工事をしてもらえたわけでございますけども、これがなくなるとそれぞれ個人の希望の時期において工事ができるというそういう点はあるわけですが、負担の問題は浄化槽の大きさによって大分違うと思うんですけども、負担が大きくなるということになるのではないかという心配をするんですけども、そういうことはないのかどうか。これまでの町で施工した場合、加入分担金、一定額でよかったわけですが、その辺についてちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） それぞれ町設置と個人設置型の浄化槽の負担割合ですけども、5人槽で一般的に計算してみますと、個人設置ですと45、6%ぐらいが個人負担になります。それに反しまして、町設置の5人槽では40%弱ぐらいの負担割合です。

確かに市町村設置のほうが個人さんの負担というのは低いわけですが、ただし個人で多少交渉し、安く本体設置をすることでその割合というのは近づいてまいりますので、町としてはさほど差はないというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

議案第73号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第74号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第16、議案第74号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 今回消防団員の公務災害の補償条例の内容が変わるということで、改正されても本町では該当者はないという説明も受けたわけでございますけども、今後そういう該当される方も出るのではないかと思うんですけども、具体的にもう少しどういう場合に今回の改正の児童扶養手当の分、該当になるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の公務災害補償条例の一部を改正する条例でございますけれども、提案理由のところにも書いておりましたように、児童扶養手当法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであるということでございまして、その改正内容につきましては公的年金を受給する方については、児童扶養手当をこれまでは受給ができなかった状況にございますが、平成26年12月以降につきましては、公的年金を受給する年金額が児童扶養手当額よりも低い場合につきましては、その差額の部分を児童扶養手当が支給をされるという状況にございます。

本町の場合、この消防団員等の公務災害補償条例につきまして、一定消防団員が活動中に病気になったりとかいうことで障害補償年金とか、そういうものを受給する可能性がございまして、現に1名受給をされておりますけれども、そういう方が今後またあるということになりまして、さらに児童扶養手当を受給されているという状況がありますと、今回の改正の部分で該当をしていくという状況にございます。

なお、本町におきましては、障害の補償年金受給者が1名ございますが、児童扶養手当については受給はされていないという状況でございましたので、該当がないと申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 具体的な数字が出ておりませんので、非常に理解しにくい面もあるんですけど、公的年金を受けるということになりますと一定額をもらうということになりますし、児童扶養手当が実際それぞれの状況によって金額が変わるかと思うんですけども、具体的に児童扶養手当のほうが公的年金より上回るということは、実際起こり得るのかどうか、その点もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 公務災害によりまして、補償を受けるその補償の金額につきましても、いろいろと段階がございますので、その関係で実際に公務災害で補償年金等支給をされる額に児童扶養手当とのすき間というものは生まれる場合というのも想定をされるところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論はありませんか。

これで討論を終結します。

議案第74号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。1時半まで。

1時から議会運営委員会を開催しますので、ご苦勞さんですが、事務局の前の第1会議室でよろしく願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第17、議案第75号 土地取得について》

○議長（野口久之君） 日程第17、議案第75号 土地取得についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回の土地取得にかかわりまして、今後の丹波地域開発株式会社の経営運営等の考え方について、町長に確認をしておきたいというふうに思います。

9月議会で多くの町民の関心を受けまして、僅差で可決した予算をもちまして、今回買い取る提案がなされたところでございますけれども、私自身も9月議会の中で、今後の第三セクターのあり方、また、すなわち丹波地域開発株式会社の経営や運営などについて、附帯決議を提案させていただきました。残念ながら否決となりましたけれども、先日の一般質問の、これは鈴木議員さんからの質疑や今後の対応策について、町長や新しく今回人事刷新の中で代表取締役役に就任をされた畠中副町長からも、前向きな答弁があったというふうに感じることができたわけですが、改めて、私たちの附帯決議に示させていただいた内容を重く受けとめられまして進められることを望んでいるところでございますけれども、その考え方は、あるのかどうかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 附帯決議を提案されたことを、よく承知しているんですけど、ああいう励ましと同時に、点検を受けるということについて、当然のことだというふうに、私は思っております。

そうしたことから、人事の刷新を、まず大株主である私のほうから提案せんと、なかなか動かないという意味で、先にも答弁させてもらったとおり、まず中小機構に伺いを立てました。中小機構のほうは、大株主さん、京丹波町とほとんど同額の大株主さんですけど、役員は、全国どこにも送っていないということで、辞退なさいました。

その後、本格的に大株主である京丹波町を中心に、人事について事務方が中心ですけど、伺いを立てて候補者を募ったわけですけど、畠中副町長と藤田事業参事については、役場から送るんでというような話を、9月議会でもさせてもらったんですけど、あとの2名の方については、まさに議員さんが求められていらっしゃる新しい役員、候補者だというふうに、私も思って大株主として賛成させてもらったということです。

したがって、今後の経営、あるいは運営等については、引き継ぎもあったというふうに副町長から聞いてますんで、次の代表取締役である畠中副町長のほうから答弁してもらったほうが適当かなというふうに思います。

それじゃ、かわりますので、よろしくをお願いします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） ただいま町長のほうからも答弁がございましたが、せんだって前代表取締役社長の寺尾純氏から、また事務局から一同にそろっていただいて引き継ぎを受けさせていただきました。

今後については、まだ正式にどのような方針にするのかについては、まだ協議する段階には至っておりませんが、年明け早々に、中小基盤整備機構ともお出会いしてアドバイスをいただく、あるいは、せんだっても産業21のほうもお訪ねして、いろいろとアドバイスをいただいておりますし、京都府とも今協議をしているということで、当面、2日からは新しい年の売り出しが正月2日から始まりますので、そういったところにも出席させていただいたり、私自身もちよこちょこ、今、年末売り出しですから、現場へ赴いたりして状況を今見ているというところがございますが、また、今町長の答弁がありましたけれども、議会のほうからのいろいろなご意見をしっかりと踏まえながら、経営に当たってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくごお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） その他、ございませんか。

村山君。

○13番（村山良夫君） 三つほど質問させていただきます。

まず、購入価格の査定というんですか、価格の決定ですけども、聞いておりますと、不動産鑑定士によってしていただいたと、こういうことですが、この評価は、当然、更地の価格なのかどうかということをお聞きしたいのが一つです。

それから、二つ目は、購入土地の場合は、相応の借地料を払ってもらわなければならないと思うんですが、借地料を払った場合、60号の議案のときに、波及効果が町民に対してあると、こういうことでしたが、その適合性がどうなるのか。

それから、三つ目に、再三申し上げているんですが、上物のある不動産は、土地建物一体で取引するのが一般的であります。今回、底地で購入するということに問題はないのかを、三つお聞きします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、1点目のご質問でございますけれども、鑑定につきましては、更地ということで鑑定評価をいただいているところであります。

それから、2点目の点でございますけれども、9月議会にも申しましたように、いわゆる丹波地域開発ですけれども、経営が厳しいということでもございまして、そういう点から言

えば、これはこれから新しい体制のもとで、これからテナントのテナント料等も含めて、検討されるというふうに思いますけれども、かなりそういう分では各テナントの、今、大変窮屈な経営の部分もお聞きしておりますので、そうした分が改善をする、すなわち高度化資金の返済によって、そういうことが緩やかになるというふうに思っておりますので、そういう分では多くの皆さんに波及効果が生じてくるのではないかというふうに、町としては思っておりますし、またそういうふうに期待もしているところであります。

それから、建物が建っている点でございますけれども、これのそもそもの目的は、9月議会にもいろいろとご答弁もさせていただきましたけれども、通常の土地を購入して、そしてそこに公共的な施設を建てる、そういう意味合いのものではございませんでして、目的は、あくまでも丹波地域開発の経営を支援をするということでございます。若干、そういう意味では、少し目的が違いますので、そうした分では土地を購入することが目的ではなく、経営を支援するという目的から端を発しておりますので、土地の上に建物が生じておりますけれども、その分については、何ら問題がないというふうに思っております。

あわせて、町の第三セクターということもありますし、過去の経過から申しますと、町が会社にその土地を、購入を求めてきたということもありますので、そういうことも踏まえての措置ということで、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今、更地ということでした。平米当たりの単価を計算しますと、1万9,711円になります。これは更地の価格ですし、今回購入するのは、再三申し上げているように底地です。価値の問題なんですけど、更地と底地の価値は差があると思うんですけど、その点、どのようにお考えなのかというのが1点お聞きします。

それから、もう一つ、借地料の件ですけども、第三セクターやから云々ということですけども、一般町民は、町の施設を借る場合、使用料なりいろいろなものを払っているわけですね、無料で貸したり借ったりしているのはごく限られたもんだと思うんです。

そういう意味からしますと、今回、土地の借地料というのは、同社の平成26年3月末決算の添付資料によって算出しますと、平米当たり、平均1,529円になります。1万4,292平米で計算しますと、2,185万2,000円。

そうしますと、この前の60議案で経営支援をすることによって、町民への波及効果があるという、その根拠になりますのは、6億700万円返せば2,000万円の会社に余裕ができると、その分がテナント料の引き下げにあると。その引き下げによって3年後には、お客さんに当たって、一取引に当たって九十幾らかの波及効果があるんやと、こういう話でし

たけども、地代を今まで払っている平均で、もしも請求した場合は、2,000万円が消えてしまうわけです。そうすると、60号議案で最大の、経営支援する最大の目的とされた町民に対する波及効果があるというておられたのが、全く崩れてしまうわけですが、その辺はどうなるのかということをお聞きします。

それと、それからもう一つ、土地を買うのと違って、支援をするんやさかい買うたらよいと、土地だけ、底地だけでもええという論法は、いやしくも僕は考えられないことだと思うんです。やっぱり税金で買うわけですから、税金を投入した以上、それなりの資産価値が町、すなわち町民にないとはだめなわけですし、そのことを無視して、支援やさかいかまへんといわれると、あと残りの3億幾らかと全く同じで、お金を支援するのと全く同じことやということになりかねないと思うんですが、その辺の判断はどうなっているのか、見解はどうなっているのか、その三つ、追加してお聞きします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず1点目の、底地と更地の関係ですけれども、これは鑑定士によって鑑定をしていただいておりますので、問題はないというふうに思っております。

それから、2点目の2,000万円の9月議会でメリットの部分でご説明をさせていただきました。

2,000万円というのは、丹波地域開発が2,000万円、いわゆる利益が上がるという意味での2,000万円と説明をさせていただいたのではございません。説明不足やったかもしれませんが、多分どれぐらいの町民の方々に数字的にメリットがあるのかという議論があったと思います。

その場合に、丹波地域開発そのものの本体が、中小機構に返します分が6億700万円返しますと、今、条件変更で、ここ最近5,000万円の返済をしております。

したがいまして、6億700万円を一括繰上償還するということは、5,000万円の原資が生まれるくるということに単純に思います。

したがいまして、2,000万円と申しましたのは、そういうことの措置をすることによって、各テナント全体として、これはこちらの試算ですので、あくまで変わる分があるかもしれませんが、各テナントから2,000万円ぐらいの部分が、経営的にそれぞれ楽になるのではないだろうかという数値を、一つ数値としてご説明をさせていただいたということでもあります。

したがいまして、5,000万円の原資が、今現在返しておるものが生まれてきますので、土地代を仮りに町から払っていただいても、会社的には経営はいけるというふうに思ってお

りますし、単年度で言いますと、黒字経営ということですので問題がないというふうに思っております。

それから、資産価値の問題ですけれども、安易にということでは決してございません。もちろん、目的があつて議会にもお願いをしたところでもあります。ですので、町としてはお金を土地購入によって、その分の、土地購入分については、町の財産として残りますので、ある意味では、そういう町の財産を取得するということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） もう一つ、質問に対してちゃんと答えてもってないようですけども、まず1点目の、先ほど更地が鑑定士の評価額だと、こうおっしゃって、更地と底地には差がないと、こういうようにおっしゃるんですけども、一般的に、例えば、相続財産なんかの場合、相続対策として更地に相続人となる人の名義でマンションを建てるとかした場合、更地の評価の財産評価じゃなしに、2分の1になるというような税務対策が一般的にされています。

そういうことは、逆に言えば、更地と更地でない底地との差は2分の1になるということで、そういう感覚からいきますと、2億幾らかの金額はおかしいんじゃないかというように思うことが一つです。

そういうことですので、更地と底地が同じだという評価は、考え方は全くおかしいと、このように思います。

それから、もう1点、波及効果ですけども、何かもう一つわからないんですけど、要するにテナント料が、テナントの人が2,000万円分の利益を得はる、恩恵をこうむらはるということは、テナント料が安くなるということですね。ということは、丹波地域開発がそんだけの支払い経費が減ると、だから2,000万円が波及効果として出ると、こうおっしゃっているんですが、逆に、先ほど申し上げているのは、今回購入した土地を、会社が今まで平均的に払っている平米当たりの単価で計算すると、2,200万円ほどになったら、その2,000万円、6億700万円返したことによって起きる利益というんですか、余裕資金が逆に消えてしまうことにならないかということをおっしゃるんです。そういうことで答えてほしいと、このように思います。

それから、三つ目に言った財産価値については、財産価値だとおっしゃいます。それなら、それなら底地の価値というのは、更地の価値とは違うわけですから、不動産は、土地・建物一体で購入しとくのは筋だと思うんです。なぜ、そうしないのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 2,000万円のことにつきましては、テナントが楽になるという、そこだけを着眼点において支援をするものではございません。あくまでも、丹波地域開発という会社の経営を支援するというところでございます。

ただ、これは民間の会社でもございませんで、第三セクターということでもありますし、かつては町がその構想のごとにやってきたということですので、そういう部分でのことでご理解をいただきたいと思えますし、当然、これまでの議論の中でも、建物も一体的に購入をするという案も、議員さんからいただいたところでもあります。しかし、今回の支援の方法として、いろいろなことを検討して、そのことも一つの選択として検討はいたしましたけれども、今回は、土地購入のみするというところで決定をしたところであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております、いわゆる契約の相手方が代表取締役の畠中源一さんということになっておりました、副町長ということになっておるわけでございますけども、本来、経営支援を要請したのは、交代以前の寺尾代表取締役であったわけなんで、本来ならそこと契約をすると、それに基づいて会社としてこれまでいろいろ経営改善の提案をされておるわけですので、そういう課題を整理して、そして取締役を交代させるというのが、会社としての責任だと思うんですけども、町としては、筆頭株主としての指導監督すべき、そういう立場にあるわけなんですけども、なぜ役員交代を早くして、いわゆる経営支援の要請をした関係者の全てがいなくなると、こういうようなことになっておるわけなんですけども、こういうことは、責任の所在を曖昧にするものだと、やはり一定のめどをしっかりと、そしてその上で交代をするというのは、本来あるべき姿だと思うんですけども、町の指導監督という立場からすればどうであるのか、1点まず伺っておきたいというのが一つでございます。

それから、役員交代にかかわってお尋ねしておきたいと思うんですけども、地方自治法をひも解いてみますと、199条の7項、そして同施行令の140条の7を見ますと、自治体の出資比率4分の1以上の法人については、監査委員の監査の対象になると、こういうことになっております。いわゆる監査をすべき立場の監査委員が、丹波地域開発の幹事になると、こういうことになっておるんですけども、本来町の監査委員というのは特別職ではありませんので、そういう公平・公正な立場からすれば、当然兼務はすべきでないというのが、こういった地方自治法や施行令、また財政法に照らしても、そういう立場を明確にすべきだと思うんですけども、その点について監査委員さんがちょうどおられますので、そういうこ

とについては、どういふように考えて丹波地域開発の監事という役職を受けられたのか、その点についても見解を伺っておきたいと。明確に地方自治法にそういうように規定をされていますからね。施行令についても、そういう点では、監査の対象になっておる団体の、第三セクターといえども、監事になるということは、非常に問題があるんじゃないかと思うんですけれども、その点について、改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 小畑監査委員。

○代表監査委員（小畑圭一君） 今、監査委員の意見と申しますか、どのような考え方で就任したかというふうなお伺いかと思いますけれども、私、確かに昨年の12月でもちまして、京丹波町の監査委員、代表監査委員を選任されまして、就任させていただいておるところでございます。

ところが、今お話になっておる丹波地域開発株式会社、いわゆる丹波マーケス、ここについての、先月、11月かと思っておりますけれども、監査委員をやってくれというふうなお話を、町当局からもお聞きいたしました。

それにつきまして、私自身が詳しくそういった法的根拠等々を熟知しておる立場ではございませんけれども、こういった監査をするということについては、同じ考え方で監査をさせていただいてもいいと、こういうふうな判断を持っておる次第でございます。

それにつきまして、何かご疑義ございましたら再度お伺いいたしますけれども、一応の返答といたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 役員の変更と申しますか、刷新についてのお問い合わせでございます。

まず、振り返ってみますと、9月議会でこの問題については、いろいろとご意見をいただいております。前の役員の内容を見ますと、テナントの方々、いわゆる身内のと申しますか、そういう方々で経営をされていることに対して、役員構成になっていることに対してどうなのかというご意見もいただきました。

そういうことも踏まえて、議会の中でも早期に役員を刷新して、新しい出直しをするべきではないかというご意見も多々いただいたところであります。

そうしたことで、議会のいただいたご意見を町としても最大限に尊重して、そして会社とも協議をして新たなスタートを切るには一新をしようということで、今回新しく体制を整えさせていただいたということでございます。

したがいまして、町としては、そういう形に添った形でのスタートを切った体制であるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 一つ役員の関係なんですけども、確かに議員の中から何人かはそういう質問をされました。

しかし、先ほどありましたように、附帯決議というものが出されて議会では明確にそれはまた否決をされておるわけですね。

だから、議員からいろいろ意見があったものを、最終的に決定するのは、町の理事者の権限なんですね。受けとめ方がどう受けとめるかは、また別の問題なんですけども。だから、本来最終責任は、やっぱり執行責任者である町長が判断をするというのは、これは当然だと思うんですね。議会の意見は意見として、当然いろいろな意見があるわけですから、その上踏まえて判断すると。

今の話を聞いておりますと、そこには町が、第三セクターを管理監督する責任、そういうものが明確に法でも定まっておるわけですね。それに基づいてしっかりやると。それと第三セクターが行き詰まっておると、経営をちゃんとせんなんと。経営支援も要請があると、それに応えるということであれば、その経営支援を求めた方々が一定の処置をして体制を求めておられるのに応えておるわけですから、その上で役員交代するというのが筋道やと、私は思うんですね。町民から言うても、当然せやと思うんですね。何やどさくさに紛れて交代してもたというように町民の方は受けとめてしまうわけですから、やはり行政として法律では規則に基づいてきっちり進めていくというのは原則ですし、住民の立場でどうするかというのが常になかったら、どこの立場で運営進めとんだと、こういうことに私はなると思うんです。その点について、やはりそういう議会から強くあったとかいうこと言われますけども、何人かの方は言われました。

しかし、それ以外の方はそう言うていないんで、その言われたことを捉まえて議会の多数であったとか皆言うたとかいうようなことを言われてますけども、そうではないということだけは明確に申し上げておきたいし、それは、議会は意見は言うたけども、判断はトップがしたと、こういう明確に答えるべきなんですね。その根拠は何やと、議員が言われたということやなしに、経営の内容を見て判断されたということやと思うんですけども、しかし、その筋道としてはどうなんだと、こういうようにお尋ねしとんですね。やはり本来あるべきものとしては、経営支援を要請された方々が、一つのめどをつけていくというのは、これは私は筋道だと思うんです。改めて伺っておきたいというのが1点。

それから、監査委員さんに今お尋ねして答弁もいただいたんですが、第三セクターの丹波地域開発の、いわゆる町の監査委員として監査をするというのは、こういう立場なんですね。これは地方自治法や財政法を含めてちゃんと定まっておるわけで、監査せんなんという第三セクターの4分の1以上の分については、これは定まっておるんですね。そこのすべきところの監事をする、自分で自分のちゃんとチェックするんだと言われるけども、それは立場が違うわけなんですね。住民から見たら、そんな不信を起こすようなことはないというふうに思うんです。即刻、丹波地域開発の監事は辞退をされて、町の監査委員として、しっかり住民の立場で監査をするというのは、これは監査委員ですんでね。そういう立場に立つべきだと、私は思うんです。

そういうようお願いをしたほうもしたほうやと思うんですね。一番法律や規則を守らん立場が、そういうものを見過ごしたか、わかって監査委員さんに要請したかわかりません、それは。しかし、もっと厳密な公平・公正な立場に立つべきやと思うんですね、監査委員というのは。そういう面から言うたら私は辞退をすべきだという点を申し上げておきたいと思いますので、見解もあわせて伺っておきたいというふうに思います。

それから、あわせて伺っておきたいのは、第三セクターというのは、自治体の行政から議会の制約からも離れて事業の資金の導入、経営、事業の運営を行うということを目的につくられたもんでありますから、監視やとか統制、法的に極めて限られているということは事実だと思うんです。その上に立って、地方財政法の第4条では、地方自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小限の限度を超えてこれを支出してはならないと、こういうように規定しとるわけで、やはり慎重な対応が求められると、こういうふうに思うんですね。

まして、出資しておるお金というのは、町民の財産ですんで、こういう財産として適正、効率的に管理をする義務が自治体の首長にはあるんです、責任が。そういう立場で、監視をする立場なんですね。運営する立場やないんです。あくまでも第三セクターが、きちっと法律や規則に基づいて、町民のためにやられとんのかどうかという監視をする立場なんでね、そういう立場で町としてはしっかりチェックをしていくという、こういう立場に立たなければ、何のための規則や法律があるんだと。地方自治法や地方財政法があるんだと、こういうことになりますので、そこら辺は厳格にさせていただくと、すべきだというふうに思うんですね。

今、いろいろな質疑も出ておりますけども、本当にそういう土地の一つ一つの問題を見ても、そういう立場からすれば、経営支援やと言われますけども、しっかりしたそういう目的やそういうものをもって支出をしなけりゃならんということになっております。

経営支援というのは、町は公金を出すという、そういうものに当たらないと私は思うんですけども、その点についてもあわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 最初に、前の体制の代表取締役の責任とかいうご質問でございます。あくまでも議会からご意見をいただいたものをそのままということではなしに、もちろん尊重はしなければならないと思っておりますし、議員さんの中でもいろいろなご意見があるかというふうにも思っておりました。そういうことを総合的に判断して、大株主である町長が判断をして会社のほうにそのことを求められたというふうに思っているところがあります。

そういういきさつの中で、会社に対して当初は、前の代表取締役も丹波地域開発の問題については、何らかの形で残ってしばらくの間はいろいろな形を整理したいという思いも持っておられたことを、私も十分聞かさせていただいております。

ただ、議会の意見、それから京丹波町の住民の方々の意見、そういうことも総合的に判断をして、町長が決断をされて今の体制になったということですので、ご理解をいただけたらありがたいというふうに思っております。

それから、三セクの関係ですけれども、町は経営ではなしに監視をする立場ではないかということでございます。基本的にはそういうスタンスも持っておりますが、事丹波地域開発の問題については、これまでのいきさつ、また根の深い問題がありましたので、また、いろいろなご意見の中には、町が一時かかわりを持たなかった時期もありましたので、こういう問題が起きた以上は、かかわりを持って三セクを守っていき、住民の福祉の施設を継続させていくと、そういう観点で、今回は土地の購入、そして支援、こういうことをしたということでございますので、あわせてご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私もお聞きしておきたいと思えます。

私は、9月議会のときにも税金投入を反対した経過があるんですが、これまでの一連の町長の答弁について、問題があるというふうに思っております。それは、会社の営業は黒字であるけれども、経営が苦しいということで、税金を投入するということが、投入すれば6億700万円の借入金が返済できて、会社が楽になるというふうなことでありました。

それで、一つは、それより以前の町長の答弁に、新しく「味夢の里」ができますので、そういう味夢の里と丹波マーケスの関係を聞いておられる議員さんに対する答弁があるんですが、丹波マーケスよりも味夢の里のほうが集客力があるとするならば、丹波マーケスが10

億円としたら、1億円で売ってでも新しくできた集客力の高いほうへ行くのが、それがお客さん本位やということで、9億円損をしてもそっちへ行くべきやというて言うておられるんですけども、今回6億700万円も町税を投入するということが議決されたわけでありまして、最終的にした場合、税金投入したわけでありまして、残っておられるテナントさんの、何て言うか、元気に頑張ってもらうために、どういう、こういうことがあってはならないので、きっちり残って地域のために、また町民のために頑張ってくださいというのが本来の姿でありますので、こういう答弁がどういうふうなことから生まれたのかなという点についてお聞きをしておきたいと思います。

それと、6億700万円というのは、税金投入というのは、これ以上このまま6億700万円を税金投入しないままに置いておくと、有利な負債を、有利な借入金を借って返済をしなくてはいけないので、そうすれば大変負担が大きくなるということで、今回投入をしたということでありますけれども、そうすると、税金投入を前提にして、これまで経営をしてこられたのかなというふうに受け取れますわね。借金返済の1年目から、返済というのは不可能な計画で繰り延べ繰り延べしてきているのであるので、そういう状況を役員さんなり株主の大株主の丹波町も京丹波町も、そういう状況を見過ごしてきたということは、最終的には税金投入で解決をしておこうというふうな、そういう思いがあったのではないかとということをお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、その後もいろいろな場面でその例を出しています。事業者がお客さんの集まらるほうに移動するのが本来だという意味で、丹波マーケスから全部味夢の里へ行けという意味ではなしに、そういう話常にします。今もそう思っています。

二つ目の無利子債から有利子債に乗りかえるタイミングをはかって提案させてもらったということ、事実です。

そうすると、最初からそういうことを想定しとったんかということですけど、そういうことを最初から、私が想定しとったんじゃないしに、何回も言うてるように、当時の行政が会社に8億5,000万円を売却なさってると。そのことは、議会も賛成されているということで、町民の皆さんが、そういう思いでそういうことで事業を立ち上げということだったんだろうなというふうに私は思っていました。

したがって、行政、大株主さんが、抜けていかはるという過程で、これはやっぱり売り主である行政に土地を買い戻してもらわんと資金計画は成り立たんということをお聞きを、ずっと平気で丹波地域開発の株式会社の取締役会で発言してました。そのことを、町長就任してからも、

元の代表取締役会長である元町長である人と、できたら連名でこういう要望を行政に出したいというようなご相談もしたんですが、当時社長である寺尾ですね、寺尾が町長にならばってんやで、あんたに任せとくさかい頼むわというような話で、いつこういう提案をするかというふうに思案をしとったんですが、話で有利子債に乗りかえていくということがわかったもんで、これは猶予ならんということで提案させてもらったと、これ何回も言うてることなんですけど、再度答弁しておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 町長は、丹波地域開発株式会社を平成4年に設立をされました。これは、地元の商店街の商業集積の再整備ということで、それを目的にして設置された会社であります。その中でずっと中心的な役割というか、担ってここまで17年間きているというふうなことであります。

その中で、借入金が15年ぐらいで、事業費が15年ぐらいで返済できるんやったら、誰もこんなセクターみたいな形でしいひん、もっと民間の人が飛びついてくるいうて言うてはったんですね、それは町長自身もセクターを利用して事業を進めていくというふうな、そういうのんよう理解してはるんですわね、国の無利子の融資もありましたので、それが、いつの間にか知らんけど、土地を買わされたとか、そういうふうになってますわね、営業は黒字やけど資金繰りが苦しいんやとか、そういうふうになっているわけでありましてけれども、それは会社経営としたら、それは一体的なものなので、そもそもすりかえというか、うまいこといかへんさかいに、昔のこと、済んだことを、会社が責任持たんなんことを、言えば町へ持ってきて、町民の負担というかそういうことにつなげようとしているのではないかというふうに思いますが、町民からしたらそういうふうに思えますわね。町民には何も関係ないことですわね、会社のことやさかいに、それを今さら資金繰りが苦しいさかいうて、税金を投入してくれというのは、余りにも虫がよいというたらおかしいですけども、これまでずっと経営は順調にいつてるんやいうことも言うておられたし、そういうことからすると、やはり町長は、間違っているのではないかなというふうに思えるんです。

ほんで、息子さんというか、丹波地域開発株式会社のほうからも、土地を購入してほしいという要請を受けておられるし、町長自身も長いこと、この間一貫して、施設の運営にかかわってきた方なので、やはり、もっともっと住民の参加で意見を聞いて決断もするべきやったし、・・・。

○議長（野口久之君） 東議員、土地取得についての議題としてますんで、可決されたことは、

余り通らんとします。

○11番（東まさ子君） そんなことないですよ、これは手段やいうてはんのんです。

○議長（野口久之君） 土地取得についての議題です。

山田君。

○14番（山田 均君） さっき私、監査委員に答弁求めたんですけど、議長のほうから何も指摘がなかったんですけど、答弁いただいてないんですが、どうでっしゃろね、それは。

○議長（野口久之君） 事務局から、どうします。

山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 地方自治法第196条第3項においては、監査委員は地方公共団体の常勤の職員を兼ねたりすることは禁止をされておりますけれども、この地方自治法第196条第3項という地方公共団体の常勤の職員では、今回はないために、地方公共団体196条第3項との関係では、監査委員が丹波地域開発の監査を兼ねることは、禁止されないものという判断のもとをお願いをしたところであります。

○議長（野口久之君） 小畑監査委員。

○代表監査委員（小畑圭一君） 今、商工観光課長がお答えいただいたとおりでございまして、私自身は、丹波地域開発の取締役でもなし、経営に参画する立場でございませぬ。したがって、監査をさせていただく監査役でございませぬので、まだ時期には至っておりませぬけれども、今後、監査をする時期に至りますれば、法に基づいて監査を実施させていただきたい、このように考えております。と同時に、その質問の中で、辞任云々というお話がございましたけれども、今山森課長がおっしゃったとおり、法律に抵触するようなことはございませぬと思っておりますので、辞任する意思はございませぬ。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私が申し上げたのは、地方自治法の199条第7項、同施行令の140条の7ということを申し上げました。

これは、監査委員は、自治体の出資比率4分の1以上の法人に対して、監査委員の監査の対象になりますという、こういう規定になつとるんですね。だから、町の監査委員として4分の1以上の出資しとる法人、第三セクターの監査をせんなん立場ですんで、その方が、第三セクターの監事を務めるといふのは、これは何も問題ないやと言われますけども、やっぱり、きちっと立て分けるべきだと、それは。控えるべきだといふのは当然やと思ふんですね。住民から監査請求があつたら、監査をせんなん立場なんです。もちろん当然せんなんわ

けですね。そういう立場の人が、その会社の監事やと、そんなことで、やっぱり報酬をもらう立場なんですわね、監事というのは役員の一部やから、そういうようなことを、もったきちっと立て分けていくというのは当然やと、私は思うんです。辞任する意思がないと言われるけど、そんな問題やないと。定めてあるんです、地方自治法に。199条第7項、同施行令147に、4分の1以上の法人、監査委員の監査は対象になると、なっとるんですよ。そういう法律から言うたらおかしいですよ。監査すべき対象の団体の監事するというようなことは、もってのほかですよ。そんなこと堂々と言われる、もっと法律ちゃんと勉強してください。職員もそうですよ。一番そういうものをやらんなん立場ですよ。私の言うた199条第7項、施行令の147条、何も答えてへんやないですか。どない書いてあるんですか、その条例には。そういう立場ではっきりしてもらわんと。だから住民の不信を招くということですよ。

その点、改めて申し上げておきたいということと、もう1点、3回目ですんで、お尋ねしておきたいんですけども、先ほど、村山議員からもありました、いわゆる、今5,000万円の余裕が生まれるという答弁がありました。これでテナント料を2,000万円余り下げられるんじゃないかと、だからそれが住民に還元されるんだと、単価が下がるんだというようなこともありました。

単価を決めるのは、そこのテナントの方なんでね、何も希望的観測ですわ。当然、黒字になったのは、人件費を大幅に減らしたと、今、職員一人ですわね。その方も、非常に病気がちやということをお聞きしておりますけども、これまでの説明を聞いておっても、一定常駐した職員が必要になると、何人か。当然、人件費が要るようになりますわね、そして今度、土地を購入した土地の借地料を払うと。これを考えてみると、本当に余裕ができるんかというように私は思うんです。今後、一切、経営がうまくいって、税金投入しなくてよいと明言できるんですか。住民に対して明確に答えていただきたい。

先ほどもありました縦貫道ができて、道の駅ができると、そうしますと、交通量が当然、方向が変わります。今、テナントで入っておられるいろいろな地元の方以外にも、例えば、ラーメン屋とかいろいろなフードとか入っとるわけですね。そういう方が一般の方、いわゆる車を使ってきた人が減ってきたら撤退しますわということも起こり得ることも十分可能性があるんですわね。地元の人ばっかしやと、大方が、言われるけども、実際見ておっても軽食なんかを食べられるのは、車で寄って食べておられます。商業集積の本来の目的見とって、そういう車で来る方もちゃんと対象として、駐車場も広くしたんだというて言うておられるわけですから、そういうことを考えると、非常に丹波マーケスの運営というのは厳しい

と、私は思うんです。

そういう中で、絶対安心やといえるのかどうか、今後一切公的な資金は必要ないと明言できるのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） これまでも申してきましたけれども、あくまでも、これは町だけで経営が安定するということではございません。もちろん、会社の努力、そして会社といますか、マーケスに入っておられるテナントの各テナントさんの今後の経営の改善なり努力というものがないと成り立たないというふうに思っております。

そうした分では、当然、楽観視をしているものではありませんけれども、町としては公的支援金を6億700万円入れた以上は、これまで以上にしっかりと安定した経営を持続していく、また行ってほしいということをおっしゃっているところであります。

それから、単年度の経営の状況でいきますと、黒字の経営ということになっておりますので、これをずっと推移をしますと、何とか行けるんじゃないかというふうにも思っております。

それから、会社のほうから出されておりますこれまでの経営の状況を見ますと、地代も町のほうに払っていける能力はあるということも加味してのこととありますので、町としては、それをしっかりと受けとめているということとございまして、現時点ではそうした公的資金を新たにということは考えていないということとございまして。

我々としては、先ほど申しましたように、地方自治法の196条の第3項において、問題がないという判断のもとをお願いをしたということとございまして。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今回、2億8,171万円で土地購入をするということとあります。私たちは、反対をしてきましたけれども、百歩譲って土地を購入するということと認めるとしても、6億700万円支出をしているのであり、残りの3億2,529万円というのは、経営支援ということで、何も具体的な説明がないというふうになっておりまして、これはほんまに純然たる損失補填ということになります。もっと原因をつくっているサンダイコーの土地を買うとか、あるいは無利子の長期の貸付金にするとか、20年でもよろしいですよ、解決でけへんと言わはんであれば、そういうことにするとか、また出資金として充当するとか、そういうことについては、どのように考えておられるのか、町民からしたら本当に関係のない会社の話のところ税金を投入するということとありますので、そういうことについてはどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） あと残りの3億2,529万円の件でございますけれども、これは、これまでからも説明をしておりますように、丹波地域開発の経営を圧迫しているのが、当初の負債を抱えております高度化資金の残り6億700万円ということでございます。それを中小機構のほうに返していかないと、このままいくと会社のほうが大変になるという判断のもとに、6億700万円をどうした形で支援をしようかということで、土地購入と、それから経営支援という形の二本立てでもってしてきたということでございまして、その状況なり、なぜそういうことをするのかということは、これまでもご説明をさせていただいたところであります。

それから、議員おっしゃるように関係のない会社ということがありましたけれども、これは関係のない会社ではなしに、町が40%以上の出資をしております第三セクターということでもあります。

それから、町長も答弁されておりましたように、当時の町が住民総意のまちづくりとして、その会社をつくっていかうという、政策的なことでスタートしております。

したがいまして、これは他の民間の会社ということではなしに、第三セクターいわゆる町がかかわった会社ということですので、そういう点からすると、町も何らか支障が生じた場合には、町がかかわりを持っていかなければならないと、これが第三セクターというふうに、我々は理解をして支援をしているものでございます。

○11番（東まさ子君） 残りのことについて答弁してください。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほどの3億の分でしょうか、先ほども申しましたように、とりあえず6億700万円を繰上償還するための方法として、一つは土地の取得、買い戻し、それからあとは、経営の支援という形での二階建てといいますか、二本立てで6億700万円を、公的資金を入れるということでございます。

○議長（野口久之君） 東議員、もう一度説明いただけますか。

○11番（東まさ子君） 町長に答えていただきたいと思うんですが、ようわかってますよ、再々説明聞きましたので、経営安定化支援ということで聞いてますんで、よう知ってますけど、せやけども、これまで町長は、順調にいとるとか言うてきはったんですよ。私たち議会答弁に、全然ちゃう方向やさかい、そら議会軽視も甚だしいということですけど、仮にこの土地購入を認めたとして、6億700万円との差額について、もっと何というか担保というか、有効に、町民のお金やから、もっと有効に原因をつくつとる借地料のサンダイコーの土地を

買い上げるとか、また借金が返せへんのが問題やいうてはんのんで、20年でもよろしいやん、無利子でもう一回貸すとか、出資金にするとか、そういうのんは町長は全然考える気はないんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろ質問受けてるけどね、本当に失礼なことばかり言うな思っ  
て、どさくさに紛れてとかとかね、何がどさくさに紛れて、こういう話してんの。ええ、あ  
んたとか言うとするけど、議事録くってみ、どさくさに紛れてって、そんな議論してるんか、  
この場。監視をした結果、土地代8億5,000万円が、今になったら負担になってるんで、  
一部でも買い戻して、それ以外を経営支援にするということだけですやん。何でサンダイコ  
ーがそういうふうに出てくるの。私は頼まれて、貸してくれ言わはってんやて。そやさかい  
貸してあげたんや。そして値段決めるときには、私はそこには、利益相反という形でおれへ  
んねて、何が文句あんねん。何の責任があんの。当時の行政の状況がそうだったちゅうん  
ですよ。議会も含めて。事業進めてくれいうて私も依頼されて、一生懸命やってきたんやて、  
一生懸命やってきた結果、どうしようもない、デフレ経済でね、みんな損失こうむっとるわ  
けですよ。行政がやったことやいうて私は言うとはんですよ。会社がやったというより、この  
ときには少なくとも、8億5,000万円の土地を、当時の町長、そして代表取締役会長、  
助役、そして議会と一緒に丹波地域開発の名前になつたんですよ。そのときの相手が  
私の名前やさかいに、経営の責任の一端を感じてますと。しかし、ちょっと落ちついたらす  
ぐわかりますやん。こんな問題やということ。こんなたくさんの土地抱かされて、高い値  
で。資金計画やっていけっこないということを使うんですよ。こんなことでやってい  
けるんなら、別に丹波町とか丹波地域開発つくらんでも、民間でもやらはるちゅうて、そう  
いう意味を言うとはんですよ。一部一部とって、そして好きなこと言われたんでは、答弁のし  
ようがないって。何が責任あるいうて言うとはんですか。反対に聞きたいですわ。

以上が答弁です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第75号 土地の取得  
について、反対の立場から討論を行います。

今回提案の土地取得は、丹波マーケスを運営する第三セクター丹波地域開発株式会社の経

営安定化支援を行う目的で、会社が保有する土地4筆、1万4,292平方メートルを2億8,171万円で購入するものであります。

反対の理由の第一に、9月議会で議決された丹波マーケスを運営管理する丹波地域開発株式会社が抱えております借入金6億700万円返済のために、町税を投入して会社を支援することの具体策であるからであります。

丹波地域開発株式会社は、平成4年11月6日、町と民間企業がそれぞれ出資を行い設立をしたまちづくり会社であります。中小小売業を取り巻く環境が大きく変化する中で、既存商店街の商業集積の再整備を図る、いわゆるショッピングセンターを整備するために設置された株式会社であります。

平成9年4月29日の商業集積施設丹波マーケスの事業主体であり、オープン以降今日まで17年間にわたりその運営を行ってきました。

ところが、9月議会において突然、会社の営業は黒字で問題はないが、経営が苦しい、原因は丹波マーケス建設当初の借入金返済の資金繰りにある。支援は当たり前として丹波地域開発株式会社に6億700万円もの町税を経営支援として投入をいたしました。

しかし、営業と資金計画は一体のものであり、事業の実施は会社が決めたことで、町民には関係のない話であります。町民に相談をかけて住民参加で意見を聞いて決めたのであれば、また町民の責任もあるかもしれません。しかし、町長に借入金の返済を質問しても、公表を求めるのであれば裁判所を通してやってください。借金を減らし償却もしているので、順調に経営が推移してきたと答弁を繰り返してこられました。

それが一転して、大株主の役場が責任をとれというのは、ことごとく町民を裏切る行為であり、納得できるものではありません。

この土地取得費用2億8,171万円は6億700万円の税金投入の具体策であり、認められません。

さらに、町長はこの土地について平成9年に町から買わされたんだから、資金繰り苦しいので買い戻したらよいのだと言われましたが、平成21年の議会では、出資を受けている中小企業整備機構から借り物で全部やりなさいと指摘があったけれども、土地建物は会社が持つべきだと、購入を強く申し入れたと述べておられます。

このような一貫性のない答弁は、議会軽視であり、許せるものではありません。

また、12月の一般質問では、土地の買い戻しについては町が責任を持つべきであり、町長の私が責任をとったと答弁をされました。

9月議会で、町長は6億700万円の税金投入を提案されましたが、平成26年の6月2

0日には、京都府の高度化資金の返済に充てるとして、丹波地域開発株式会社から土地の買い戻しの要請を受けております。その会社の代表取締役は、町長の親族であったことや、また寺尾町長自身が長年にわたって会社の経営者であったことから、町民の暮らしを守る全体の奉仕者である町長として、税金投入を決断する前に、丹波地域開発株式会社の経営破綻について住民参加で意見を聞くべきであったことを指摘するものであります。

また、第2に、百歩譲って2億8,171万円での土地購入を認めるとしても、6億700万円との差額、3億2,529万円の説明がありません。これでは純然たる損失補填であり、出資金に充てるとか建物を購入するとか、無利子の貸し付けを行うとか、サンダイコーの土地を購入するなど、何らかの担保を求めるべきであります。

最後に、第三セクターに対する町の指針、経営責任の明確化や情報公開などを整備することを求め、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） ただいま提案されております議案第75号 土地の取得について、私の賛成の立場から討論をいたします。

丹波地域開発株式会社の支援策につきましては、商業集積施設経営安定化支援を目的として、先の9月議会で可決決定されました。私は、過去の負の資産は、この際しっかり全てを一掃して、買い物場、憩いの場、にぎわいの場であるマーケスをつぶしてはならんという強い意志のもとに賛成票を投じました。

本議案は、この決定をもとに、これに従い第三セクターたる丹波地域開発株式会社が所有する土地4筆、1万4,292平米を価格2億8,171万円で当町が取得するものであります。

これには、地方自治法及び町条例の規定により、議会の決議が求められておりますけれども、これには整々として粛々として進めるべきものであります。

なお、土地建物の所有者が相違しておりますけれども、双方が所有する目的をしっかりと共有する以上、何らそぐするものではないということを指摘して、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○14番（山田均君） ただいま提案になっております議案第75号 土地取得について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、商業集積施設経営安定化支援を名目にして、9月議会で提案をされた6億

700万円のうちから宅地3筆、雑種地1筆の1万4,292平米を2億8,171万円で購入するものですが、私は次の点を指摘するものであります。

一つには、本来なら、土地購入を目的にした予算であれば、当然9月議会に予算案と同時に提案すべきです。しかも、問題なのは、経営支援を求めた丹波地域開発株式会社の代表取締役はじめ役員を全て交代させての提案であることです。経営支援を受けるための経営改善計画などを提出しておきながら、その関係者は誰ひとりいない、無責任なやり方であることです。本来出資している株主である町が、改善計画の実施状況を監視する、指導する立場でなければなりません。その立場を放棄したと言わざるを得ません。

二つ目に、平成26年11月25日に臨時株主総会を開催し、役員全員を交代させ、京丹波町の畠中副町長を代表取締役に選任し、職員である藤田参事も取締役としたことです。議会の答弁で、一般的には大株主というのは、物すごい厳しい人が大株主なんです、三セクというのは一番優しいというのか、生ぬるい大株主なんです。そこから送れと言われるんですから、そのとおりさせてもらいましたけど、しっかり監視してもらわんと、それほど厳しい経営はようしないと思いますよ。私は、そう思っているんです。しかし、皆が求められたので、仕方ないけど、それはとても足元に寄らないと思いますと、他人事のような答弁です。この答弁から全ての責任は議会にある、議会の言われるとおりにしたと言われてますが、丹波地域開発株式会社の役員に副町長や参事を据えるべきなどとの質問は、一部にありましたが、議会の総意ではありません。日本共産党議員団はそんな提案を一切しておりません。この場で明確に申し上げておきます。

町長の発言は、全ての責任を議会に転嫁するものです。大きな間違いです。いろいろな意見があっても最終決定をしたのは町長自身であり、丹波地域開発株式会社を監視する、指導する責任も生ぬるいと言って役員派遣も町長の権限で行ったものであり、その全責任は執行責任者である町長であり、この間の発言と態度は無責任であることを指摘するものです。

三つ目に、丹波地域開発株式会社は、第三セクターといえども民間の株式会社です。町内でも瑞穂農林株式会社も第三セクターです。この会社の経営も町が責任を持つのですか。すぐに瑞穂のグリーンランドや和知の「和」を例にして、丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社の公的資金の正当性を主張されていますが、商業集積施設として補助金を受けて事業を進めたので、無利子の資金を借りることができたのです。本来なら、商業者自身が集まって事業を実施し、そこに行政が支援をするというのが本来の姿だと考えます。

9月議会や12月議会の質疑や一般質問などを通じて、町長の答弁は、町長として町民の立場の答弁ではなく、丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社の代弁者としての発言

としか聞こえてきません。町民が納得できるものではありません。

四つ目は、全国各地でつくられた第三セクターが次々に破綻したことから、総務省は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの間に、第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進しましたが、引き続き必要として第三セクター等の経営健全化等に関する指針を策定しています。

岡山県真庭市では、平成22年8月に第三セクター見直し指針を策定し、筆頭株主であったり監査権を有しているなど、出資比率4分の1以上の法人を報告対象にするなど、町としての姿勢を明確にしています。

この指針では、経営状況の把握、監査、評価を地方公共団体である町が把握し、その結果を議会、住民に対して説明を行うこと、外部の監査の積極的に監査を行うこと。第三セクター等は、地方公共団体の町から独立した事業主体として、みずからの責任で事業を遂行する法人であり、経営責任は経営者に帰するものであると明確にしています。

また、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材を積極的に登用するように求めること。地方公共団体である町は、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより、生じた損失以外である場合には財政支援は行うべきでないと、明確に述べています。

そして、財政支援の前に経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組むことを求めています。国の示すこうした法律や指針からも、今回の商業集積施設経営安定化支援とした土地購入は、決して認められないこと、また、今回の土地購入は、住民の声なき声に耳を傾けるのではなく、町長の独断専行であり、住民の合意も納得も得られてないことは明らかです。強引に無理やり強行すればするほど、行政不信を一層深めるものであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 私は、議案第75号 土地の取得について、賛成の立場で討論を行います。

今回の提案に際し、9月補正予算において、議員それぞれの立場や考えの中で議論を尽くし、僅差ではありますが、予算成立となりました。

中でも、経営責任に関し、その範疇はどこまで及ぶのかなど取り上げられたところではありますが、私は、筆頭株主であり、また商業集積地事業として認可を受け会社を設立、組織して設置した旧丹波町が、その経営責任をとるのが筋であり、設立当初からかわりを持って経営責任を負う立場の中にいるのが町の役割であり、継続してその責任を果たすべきであっ

たとえます。

もちろん、本来なら、土地建物を一括して町で買収・建設しておくべきであったし、なぜそうしたことになるなかったのか、しなかったのか、私自身も不信に思うところであります。

基本は町が主導して民意を反映させるべき機能としての議会の同意を得た施設だということだというふうに私は思います。現町政下のもとでは、当時の代表取締役社長であり現町長の寺尾豊爾氏を同一に見てしまうことが、町民の一部の頭の中にあり、根本的にイコールとして利益誘導ではないかなどと考えてしまうこと自体が間違いのもとで、混乱させているところだと思います。血税の無駄こそ何ら利用価値を生まない土地開発公社を介しての塩漬け土地の買収ではないかといいたいところであります。

今後は、透明性を確保した中で、安定した経営と町民の利便性に寄与する施設として機能し、そうした背景の中で、今後も町として行政が責任を持って対応すべきだと考え、9月補正予算に賛成した立場から、今回の土地取得に関しての賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） ただいま議題となっております議案第75号 土地の取得について、反対の立場から討論を行います。

今回の土地の取得の目的につきましては、丹波地域開発株式会社が京都府より創業時に借り入れました高度化資金6億700万円の繰り上げ返済の一部に充てるために、丹波地域開発株式会社が所有します須知色紙田3番地の5ほか3筆、1万4,292平米の土地を2億8,171万円で購入しようとするものであります。

今回の土地の購入によりまして、本当に丹波地域開発株式会社の経営が安定するのか疑問を感じております。

丹波マーケスと丹波地域開発株式会社の本社事務所の建物が建っております宅地を、また売却、また町が取得することは、町民の資産として価値が半減することとか、将来的に丹波地域開発株式会社の経営が不安定になることは明白であります。

丹波地域開発株式会社は、所有地全てを売却することによりまして、有形固定資産が9億3,448万円余りが減少いたします。資産は現在の2分の1以下となってしまいます。そして、土地の評価損が6億5,277万円余り出ることとなります。譲渡損失として経理処理すれば、創業以来黒字経営であった丹波地域開発株式会社は、途端に赤字企業に転落することになってしまいます。

資産の減少と赤字経営ということになれば、貸借のバランスが崩れてしまうことになりま

す。そして、丹波地域開発株式会社の経営状況を見ますと、黒字決算ではありますが、借入金返済によりキャッシュフローの減少により、経営が悪化すると予測がされております。

このような状況下での経営支援の手法としましては、私は土地の取得の補正予算審議のときから申し上げてまいりましたとおり、町から無利子で貸し付けをすること、または株式を増資し、資本金を増やすことが今後の丹波地域開発株式会社の経営の安定化につながるものと考えます。

この手法により、経営安定化支援を行えば、経営は黒字を継続し、資本は増加し経営が安定するものと考えます。

丹波地域開発株式会社への経営支援については、町民の皆様の理解が得られたとは言いがたい状況であります。

したがって、議案第75号 土地の取得については、即刻取り下げをされ、丹波地域開発株式会社へ町から無利子貸し付けを行うか、または資本金の増資による経営支援に変更されることを求め、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○13番（村山良夫君） 私は、議案第75号 土地の取得について、反対の立場で反対討論をいたします。

その理由は、次の二つです。

1点目は、一般質問でも言っておりましたし、本件に関する補正予算の審議にも申し上げたとおり、上物のある物件は土地と建物を一体で取得するのが原則です。一般的です。

今回、底地だけの購入であり、加えて、先ほどの質問では、底地じゃなしに更地の評価と、こうおっしゃっています。そういうことから考えますと、購入した土地に投入する税金、投資資本で町民の税金は全く担保されない、2分の1しか担保されないことになります。こういうことが一つの反対のことです。

もう1点は、先ほどの審議の中での答弁に関してでございますが、60号議案の審議のときには、町民の買い物難民対策としての恩恵を受けてもらうための波及効果を図ることが目的と、こういうそのための手段として、丹波地域開発株式会社に支援をすると、こういうこととございました。

ところが、先ほどの答弁を聞いておきますと、町民への波及効果よりも第三セクター丹波地域開発株式会社への支援を優先しているように聞こえる答弁とございました。まさに、目的と手段が逆転をしております。こういうことでは、到底賛成できるものではありません。

以上、2点を上げまして、私は本議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、議案第75号 土地の取得につきまして、討論に参加をしたいというふうに思います。

本議案は、先般の9月議会で土地取得にかかる予算が可決をされたことによりまして、今般、その用地4筆1万4,292平方メートルを地価評価額であります2億8,171万円で買い戻すものであります。

9月議会での審議でも明らかのように、町内唯一の大規模商業集積施設丹波マーケスと経営母体であります丹波地域開発は、開業以来今日まで町民の日々の暮らしを支える施設として、日常の買い物をはじめ食事の提供など、日々の暮らしに根づいたニーズに応じてまいりました。

また、丹波マーケスは、道の駅としての機能や町の総合計画でも位置づけられております。町民の交流拠点施設、コミュニティの場としての役割も兼ね備えており、広域的・公共的な使命を果たしておるというふうに考えます。

こういう観点から丹波マーケスの果たす役割は、今まで以上に大きなものがありますが、先の臨時株主総会で経営陣を刷新され、副町長が代表取締役役に就任されるなど、公共公益的使命を果たすための並々ならぬ決意のほどがうかがえるものであります。今後、大変厳しい社会経済状況の中にはありますけれども、新体制のもと経営改善計画を早急に策定され、健全経営に取り組まれるとともに、さらなる住民サービスの向上に努められることを期待し、本議案の賛成討論とするものであります。

なお、先ほど来の審議や討論の中で、今後の経営、運営上の提言と申しますか、そういうものがありましたけれども、そうであるならば、まずは設立経過から今日まで町、あるいは丹波マーケスの果たしてきた役割等、現状認識を共有することが、まずは先決ではないかというふうに考えます。にもかかわらず、一方では、それらを否定しつつ、あれこれと打開策なるものを提案するということは、根本的な問題解決をさらに遠ざけることになるであろうということを申し添えまして討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結します。

議案第75号 土地取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。3時15分まで。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第18、議案第76号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（野口久之君） 日程第18、議案第76号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） 22ページの衛生費の説明のところに、不妊治療給付事業補助金、これ、委員会でも丁寧に課長から説明を受けたのですが、10月からということで、不妊症と男性の治療ということで1件1件受けたんですが、これ1件以上になりますとどういう対応をしていただけるのか、また、この期間、こうした補助金の期間は恒久的なものかお伺いいたします。

それと、32ページの教育費、公民館費の図書館活動事業ということで、一般備品22万7,000円になっているんですが、どういったことに使われるのかお尋ねします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 最初のお尋ねの22ページ、不妊治療給付費事業補助金、不育症と男性不妊治療にかかる補助金の創設に伴うものでございますけれども、見込んでおります件数を超えた場合には、現在持っております予算の範囲で、まず賄えるのではないかと考えておりますけれども、治療の翌日から起算して1年以内の申請を受け付けることとなっておりますので、今後状況を見て対応させていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 中央公民館にかかります備品購入費、一般備品22万7,000円の件でございますが、これにつきましては、中央公民館、時間外図書返却ポスト代ということで上げさせていただいております。住民さんの強い要望によるものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 不妊治療の10月からということで実施していただいているので、ずっと恒久的なものかどうか。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在のところ、今後要綱を公布させていただいて10月1日に適用ということになるんですけれども、現在のところ時限的なことは京都府のほうからは伺っておりません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 22ページにかかわって、委員会でもお尋ねしたんですが、新エネルギー導入促進事業ということで、今回ひかり小学校に設置をするということで、府の融資金を受けてということで、測量設計業務委託料ということになっておるわけですが、次年度で設置をするということも聞いておるわけですが、委員会でも聞いておったわけですが、災害のときだけにしか使わないというような説明があったんですが、ぜひ日常的にひかり小学校ですんで、学校の電気を賄うとか、また子どもたちの教育にも自然エネルギーの学習に使うということで、いわゆる蓄電の状況を学習できるように、そういうものをつけるのかということも、私は、この際、学校ですんで必要だということに思うんです。

これ、聞きますと、そういうものをしようとすれば、補助の対象外になるんだということでしたが、同じ設置をするわけですが、そういうものも学校現場から言っても、私はそういうように考えるべきだと思うんですが、ぜひそういう方向で取り組んでいくべきだという点で、もう一遍見解を伺っておきたいというのが1点であります。

もう1点は、今日資料もいただきました。ゾーン30の整備計画の関係ですが、地図で落としていただいておりますけれども、これを見ますと、中学校や小学校の通学路を中心にとということだと思っておりますけれども、ゾーン30キロ規制をするということでなりますと、周知徹底というのは非常に大事やと思っておりますけれども、その辺は看板等というものも聞いたわけですが、具体的に何かそういうことの考え方はあるのかどうかということと、それから非常にエリアを広くとってあるわけですが、通学路として認定されている部分を限定されるのかどうか、その辺もあわせて伺っておきたいなということ。

それから、学校の関係で言うと、丹波にもありますし和知にもあるわけですが

も、今後そういうようなゾーン30という整備を学校のある周辺は進めていくという考え方なのかどうか、また保育所もありますので、その辺はどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 一つ目にお伺いの22ページの新エネルギー導入促進事業224万7,000円の件でございますが、先ほどもありましたように、委員会でもその件につきましてはいろいろと議論していただいたところでございます。

この施設を有効的に使うためにも、そういったグレードアップした部分には補助金も当たらない可能性は大いにあるわけでございますが、有効的にこの施設を活用できるように、今後業者も決まった後には、そういった部分も検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご了承のほう、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、ゾーン30の今回補正をお願いしております事業費にかかる説明なんですけど、ゾーン30の整備計画図の中で、青色で着色している箇所に、青色のラインをまず引かせていただいて、視距による注意喚起を促したいというふうに思っております。

また、路面にゾーン30という表示をしまして、この区域から中はゾーン30ですので、速度規制を守っていただいて、歩行者の安全に注意していただきたい。また、生活道路ですんで、できれば2車線道路を通行していただきたいという意味で、表示のほうはさせていただくということになります。

30キロの規制の標識につきましては、公安委員会の設置ということになります。

あと、ここは通学路にもなっているんですけど、ゾーン30というのは生活道路におきます歩行者の安全な通行を確保するという意味でございますので、今回はこのエリアをゾーンとして30キロのゾーンとして整備をいたしました。

あとほかにも、通学路と生活道路を兼ねているような箇所でも、検討はしているんですけど、ゾーンとしてエリア設定ができる箇所が、今のところは南丹警察署のほうではくくれないといえますか、ゾーンとして設定する箇所がなかなかできないということをお伺いしておりますので、また地元なり教育委員会からそういった要望があったら、警察のほうとは協議をさせていただいて、ゾーンとしてくくれたらこういうふうにはできるんじゃないかというような計画も、また、させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点だけお伺いしたいんですけど、14ページの総務費の中で、森林（もり）の文化創造事業でイスをプレゼントするということでありますが、イスはイスでまたよろしいと思うんですけど、これは続けてする事業であるのかどうかというのと、提案いうたらあれなんですけど、ちっちゃい子なんで、積み木みたいなものをつくって、自分でパズルみたいにしてするというのも一つの木にさわる目的でいいんじゃないかなと思うんですけども、そういったイスしかないということなのか、それとも、また先ではこういった違うもので子どもたちに木のぬくもりにさわってほしいなという考えはないのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） イスの贈呈でございますが、京丹波町ぬく森（もり）のイス贈呈に関する要綱を、今日議決いただきましたら同日付で告示をさせていただくということにしております。終期、終わりの時期は設けておりません。

それから、これにつきましては、森林資源の活用ということと、木を使う暮らしの促進ということですね、森林とのかかわりを増やす取り組みの一つとして始めたものでございます。現在でしたらまきストーブの導入設置補助がございますが、新たにこれは、幼少のころから生涯にわたって木にさわること、木とふれあうことで豊かな心の醸成と、またさらには森林の活用という側面も設けて推進をしようとしておるものでございます。

このイスにつきましては、本当の乳児からは、まだ難しいかもしれませんが、一定2歳、3歳のころから座れるようになり、また成長段階においてそれをまたほかの用途、踏み台ですとかインテリア、それからフラワーポットの台とかいうことで、ほかの活用も生涯にわたってしていただくということを目的としております。

積み木等につきましては、現在の予定ですけれども、中央公民館の図書室に木のプールですか、砂場みたいな木に触れる場所を設けるということで、9月の議会で設計費を上げさせていただいて、今手続きを進めているところでございます。

また、そういったことで他の方法によって小さいお子さんが木に触れる機会をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今、木のぬく森（もり）の関係でイスのプレゼントの関係で、積み木の提案もあったんですけども、本来赤ちゃんに木のイスプレゼントということになれば、今あったような活用方法があるかと思うんですけども、直接触れると、常に触れるという

ことになったら、例えば、積み木とかそういうものも非常に効果があるということを知ったこともあるし、実際そういうことをやっておられる全国では市町村もあるようでございますけども、やはりもう一步進んで、例えば、1歳の誕生日に贈るとか、そういうようなことも、今後もう一步進めていくべきじゃないかと思うので、そういう検討をすべきじゃないかというので、見解1点伺っておきます。

それから、26ページの商工振興費で、企業立地対策事業費というのがありまして、説明では企業立地促進条例で、固定資産税の支援ということで、瑞穂農林ということでございます。瑞穂農林は第三セクターでつくっておるものでございますけども、こういう場合は第三セクターであっても適用を受けるということだと、上がっておるということは思うんですけども、具体的には内容について、増築をされたということやったかと思うんですけども、どれぐらいの面積をされたのか、506万8,000円ということですので、総額で非常に大きな金額でございますので、雇用促進というのと企業立地奨励というのがありますけども、内容について伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） お子さんが木に触れる機会というのは、いろいろな場面をつくっていききたいというふうに思っております。現在、ケーブルテレビでも流れておりますが、わち山野草の森でヒノキを使ったクリスマスツリーづくりを開催しております、そのような感じで積み木ですとか、ほかのそういったいろいろな手段はあろうかと思えますけども、幼少のころから、また小中学校など、木育、森林教育を推進するように検討していく考えでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 26ページの企業立地の奨励金でございますが、これにつきましては、京丹波町企業立地促進条例に基づくものでございます。

議員おっしゃいましたように、対象が瑞穂農林ということになっております。瑞穂農林につきましては、今回、ホンシメジを量産体制の整備を行うための施設及び設備の増設を行われたところでありまして、総額で3億1,786万2,763円という設備にかかります工事費ということでございます。

特徴的な整備の内容といたしましては、まず一つには、生産ラインの整備工事ということでございます。

二つ目には、培養室、それから生育室、芽だし室のLED化を図られたということでござ

いますし、また3点目には、収穫室なり包装室、また格納庫の整備工事等ということが主な内容ということになっております。

したがって、固定資産税を3年間相当額を助成奨励金として出すということですので、先ほど申しました額の1.5%の税率分を今回476万8,000円ということで計上させていただきます。

それから、もう一方のほうは、雇用促進奨励金ということで、これは1回限りということですが、この設備にあわせて新たに職員を雇用された場合に適用させていただきます。これが雇用機会の創出という位置づけでございますが、この設備の増設に当たりまして、3名の方が雇用されております。ですが、うち町内雇用の方が2名ということですので、1名15万円掛ける2名で30万円を計上させていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第76号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第77号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第19、議案第77号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○11番（東まさ子君） 事項別明細書の2ページですが、保険給付費ということで補正が3,409万8,000円ということで、合計13億5,833万8,000円ということでもあります。この間、広報とかホームページにもいろいろと国保会計の状況を載せていただいておりますが、この13億5,833万8,000円というのは、平成25年度の決算と同じぐらいの数字であります。これ基金繰入ということで、4ページ、4,513万3,000円ということで補正が組んであって、8,900万円余り基金繰入になってるんですが、これは実際にはどういうふうになるのか、こんだけ本当に要るのかどうかということが聞きたいわけでありまして。

5ページには、保険給付費ということで、一般と退職の給付費がプラスの一般は9,300万円です。療養給付のほうは5,900万円マイナスに、退職のほうはなっておりますが、これ実績というのは、今はどういうふうな状況になっているのか、以上の点についてお願いします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、お伺いの2ページの保険給付費の件でございます。これにつきましては、繰入金の関係でございますが、まだ現時点で今のところ予算ベースで算出しておりますので、まだ、あと3カ月余り残すわけでございますが、この冬場の医療費等の伸び等もまだ読めない状況でございますので、申しわけございませんが、予算ベース上、こういった見込みになるということしか、現在のところお答えできない状況でございます。

また、保険給付費の一般保険者と退職被保険者でございますが、これにつきましては、ご案内のとおり、被保険者は少なくなっておるにもかかわらず、医療費が伸びておるといようなことで、増えておるといのが原因でございますが、退職者につきましては、それと逆になっておりまして、被保険者が年々減少しておるといことでございます。

ただ、医療の分析なかなか難しい部分でございますが、いろいろな国保連合会等にもお尋ねして分析はしておるわけでございますが、なかなかつかみにくい部分はあります。

この数字につきましては、前半期部分の実績をもとに、後半の医療費の伸びを算出しておりまして、押しなべて1年間、通年のデータをもとに算出させていただきました。

今後、これといった大きな頭の病気でありましてか心臓の病気でありましてか、そういった部分が出てきた場合にはなんですけど、今のところそういったものがない状況で推移しておりまして、前期高齢者の医療費は見るところによると増加傾向にあるんじゃないかなといようなデータはつかんでおります。平準的に医療費の伸びといいましても、これが伸びているといような大きな目立ったものはございませんが、全体的に伸びているといことで、

現在こういった状況になっているようなところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第77号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第78号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第20、議案第78号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第78号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい

て、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第79号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第21、議案第79号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終結します。

議案第79号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第80号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第22、議案第80号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終結します。

議案第80号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第81号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第23、議案第81号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終結します。

議案第81号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第82号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第24、議案第82号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳出の4ページの備品購入費のことでお尋ねしておきたいんですが、バス購入ということで、875万8,000円の減になっておるんですけども、入札した結果だと思ふんですけども、予定価格と比べたらどれぐらいの割合で入札になってこの875万8,000円になったのか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） ちょっと率までははじき出せませんが、価格を申し上げてご了承いただきたいというふうに思います。

済みません、29人乗りの予定価格につきましては、資料を持っておりますので申し上げますが、ワゴン車のほうにつきましては、今手持ちの資料がございませんので、お許しいただきたいんですが、29人乗りのバスにつきましては、予定価格が966万6,000円でございます。966万6,000円に対して704万520円です。

先ほど申しましたように、ワゴン車のほうは持ち合わせておりませんので、お許しいただきたいと思います。ワゴン車の契約額は420万1,200円です。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終結します。

議案第82号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第25、議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終結します。

議案第83号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、閉会中の継続調査について》

○議長(野口久之君) 日程第26、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成26年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 原田寿賀美